

第1部

民事訴訟手続の一般知識

第1章

ラオスにおける民事訴訟手続の発展・変化

1. 民事訴訟手続の意味

民事訴訟手続とは争点に関する完全且つ包括的な情報・証拠を収集し、発生した争点を公平公正に解決するため評価し事件の事実を明らかにしていく訴訟手続の担当者及び手続に関わる者の活動である。

民事訴訟手続は主に2つの活動によって構成される。すなわち、国が訴訟手続を進める部分を担い、民間は訴訟手続に関わるのである。国とは主に関連する事件に法律を用いて国家権力を行使し判決を下す裁判官のことである。一方の民間とは、原告、被告、証人及びその他の関係者のことで、裁判官に情報・証拠を提供する義務を有する。つまり、原告及び被告は情報・証拠の収集に直接責任をもち、裁判官及びその他の者は訴訟手続において連携する義務がある。通常、民事的問題は事件に関係する財産に対して国家権力が干渉することができない完全な所有権を有する原告及び被告の個人の権利に関わる問題であることから、裁判官及び当事者は協力する。したがって、当事者は裁判官に情報・証拠を提供し事実を提示する活動に義務を負い、一方、裁判官は情報・証拠の提供に義務はないが、当事者双方が事件における事実を探るために裁判所に提示した情報・証拠を調査、比較検討する義務を負う。上述の民事訴訟手続の内容に基づき、民事訴訟法は、民事訴訟手続に関わる者に様々な手続の順序及び方法を厳格に実行させるための規定を定めている。規定がない問題は実行ができず、法律に規定があるものの正確に実行されていない問題は法律違反とみなされる。例えば、ラオスの民事訴訟法第361条には、「諸外国の個人、組織若しくは企業に対し訴状を提出することを希望するラオス人民民主共和国の個人、組織若しくは企業、又はラオス人民民主共和国の個人、組織若しくは企業に対し訴状を提出することを希望する諸外国の個人、組織若しくは企業は、司法協力に関する条約に従わなければならない。当該条約が存在しない場合、審理に向けて、外務省を通じて、被告の居住する国の関係当局に対し訴状を提出しなければならない」とある。要するに、訴状は、裁判所での審理に送られる前の順序として外務省に提出されなければならない。しかし、もし個人が裁判所に直接提出に来た場合には、裁判所は受け取りをしないだけでなく、第361条に従うよう促すのである。反対に、第一

審裁判所が審理し法律違反とみなした場合、上級裁判所は第一審裁判所の判決を破棄するか判断しなければならない。そして第 361 条内の順序に従い審理することとなる。

2. 1975 年以降の民事訴訟手続

民事的問題は階級社会の出現と同時に発生してきた。上記の民事的紛争は、法律規則によって管理される国家及び社会へと移行するため、習慣伝統が国家の社会経済面の拡大状況に従い改善され及び発展していくことに依拠していた。1975 年の解放が民事的問題の審理解決を着実に発展させてきた。

2.1. 民事訴訟法誕生以前の民事的争点の解決

国家解放後、党及びラオス政府は国家及び社会を法律によって管理するものとした。しかし、当時はまだ法律がなく、社会で発生する様々な問題、争点の解決には決議や命令を拠り所としていた。初期には 1976 年 10 月 15 日に発令された犯罪者の逮捕、尋問及び審判に関する第 53 号首相令を事件審理のための拠り所とした。当時の訴訟手続は主に刑事事件に対応するものであり、民事事件においては紛争が多くは発生していなかったため、当時の民事訴訟手続制度として次に述べる組織が置かれ、活動が行われていた。

2.2. 訴訟手続の組織

ターセーン（区）レベルには裁判所組織がなかった。しかし、治安維持担当委員が司法業務を監督し、紛争が発生した場合には、村内の大衆組織と協力して指導教育や調停を行い、事件を解決した。これは現在の村の調停委員会に相当するものであった。

郡レベルには、1 名の長及び補助として 1 名の書記係で構成される郡司法部門が置かれ、紛争が発生した時には郡行政委員会がその郡の司法部門長を裁判長、同時に他部署の職員 2 名を人民裁判官に選任し¹、裁判官合議体を構成し、司法部門の書記係を書記官として選任するよう県行政委員会又は首都委員会へ提案した。

県又は首都にはそれぞれの司法部門があり、裁判業務を行った。事件が発生し

¹ いずれかのレベルの裁判官合議体一員である人民裁判官は、当該レベルの人民議会が議員、様々な組織の会員、又は男性及び女性の民族職員の中から選出し任命した。

た際には専属の裁判組織が立ち上げられた。要するに、事件が発生するか事件に判決を下さなければならなくなった時には、事例ごとに審理して判決を下すために、裁判所組織を立ち上げる決議が出された。

総括すると、当時の裁判組織は常設組織ではなく、事件が起きた時、又は裁判を開き事件に判決を下さねばならなくなった時に、郡行政委員会、県又は首都行政委員会が裁判組織立ち上げを提案した。判決確定後には任務完了とされ、再度事件が起きれば新しく裁判組織立ち上げが提案された。

2.3. 訴訟手続の審級

当時の事件手続制度は2段階あった。第一審及び控訴審である。

第一審は、社会で発生し調停が不可能な民事紛争を審理して判決を下す権利を有し、郡の第一審裁判所に申し立てることができた。当事者は、判決が下されてから15日以内であれば控訴を申し立てる権利を有していた。

控訴審は、郡レベルの裁判所が初審として判決を下した事件を控訴審として審理する権利を有し、中央裁判所の控訴審は、県、首都裁判所が第一審として判決を下した事件を控訴審として審理した。

とにかく民事的紛争は上述の時代には多くは発生していなかったのである。

3. 1990年施行の民事訴訟法に基づく民事訴訟手続

市場経済メカニズム又はチンタナガンマイに従い、外国との連携及び協力、開放政策を実行することで国家の社会経済は急速に発展し、それに伴い社会における紛争も多く発生し、増加傾向を見せ始めていた。第2期最高人民会議は具体的且つ明確に系統立てられた民事訴訟手続に対する重要な物差しとして、1989年に人民裁判所法、1990年11月29日に最高人民会議第09/90号民事訴訟法を制定した。同法に基づき民事訴訟手続の具体的な組織及び制度が生まれ、人民裁判所が中央から地方まで組織的に立ち上げられ、定められた法律に基づいて民事訴訟手続は進められた。当時の組織及び事件手続は次のようにまとめることができる。

3.1. 民事事件の審理における裁判所の組織制度及び権限

1990年民事訴訟法は、訴訟手続に責任を負う組織及びその組織の訴訟手続における権限も次のとおりに定めた。

- ・郡人民裁判所は、請求金額 50 万キープを超えない民事事件を第一審として審理する権限を有する。

- ・首都人民裁判所は、請求金額が 50 万キープを超える民事事件の第一審としての審理、郡人民裁判所が第一審として判決を下した事件の破棄審及び郡人民裁判所が下した確定判決の監視・調査審を行う権限を有する。

- ・最高人民裁判所は、重大又はとりわけ複雑な事件の第一審及び最終評決として審理を行い、県・首都人民裁判所が第一審として判決を下した事件の破棄審及び県・首都人民裁判所及び最高人民裁判所が下し確定した決定及び判決の監視・調査審を行う権限を有する。

このほか、郡、県、首都の各人民裁判所及び最高人民裁判所は、次の民事事件の審理担当組織を有する。

1) 民事裁判官合議体は、民事事件を第一審及び破棄審として審理する権限を有する。

- ・所有権又は契約履行に関する紛争によって提訴される事件

- ・その他の民事関係、家族関係、労働関係又は経営関係によって提訴される事件

さらに民事紛争は、次に挙げるような事件の種類によって、特別な場所において審理されなければならない。

- ・法的意義を有する事実の認定に関する事件。例えば、親族関係、ある人物が誰かの養育下にあることの認知、ある物の所有権、偶然の出来事又は不可抗力の認定など

- ・失踪及び死亡の宣告に関する事件

- ・行為無能力者であることの認定

- ・無主物に関する事件

- ・国の公証役場職員又は村長の違法行為に関する事件

- ・紛失文書内に記載された権利の回復に関する事件²

² ラオス人民民主共和国憲法 1991 年版第 65 条

2) 裁判長は判決を監視・調査審として審理する職権を有する。

3.2. 民事訴訟手続の原則

1990 年に制定・施行されたラオス初の民事訴訟法は民事訴訟の基本原則を次の 7 原則に定めた。

- ・ 事件を審理する裁判所の権限並びに法律及び法廷の前での市民の平等
- ・ 合議体による事件の審理
- ・ 裁判官の独立性
- ・ 訴訟手続で使用される言語
- ・ 公判における事件の審理
- ・ 裁判所の指示、命令、決定、判決の効力
- ・ 事件の真実の明確化、当事者の権利及び義務の通知

3.3. 訴訟手続の審級

ラオスにおける初の民事訴訟法は、事件手続を通常審理及び特別審理に分けた。

3.3.1. 通常審理

初の民事訴訟法に基づいて事件の通常審理は次の 3 段階が定められた。第一審、破棄審及び監視・調査審である。つまり、事件の通常審理において当事者が裁判所に対し訴えを提起する権利を行使するのは第一審のみである。破棄審では当事者は裁判所に破棄を申し立て、監視・調査審では当事者は直接監視・調査する権利を行使する。裁判所は法律に定められている権限に基づき審理を行わなければならない。

3.3.2. 特別審理

通常審理以外に判決における正確性を保証する、又は当事者に対して公平を期するため、法律は特別審理つまり再審申立の審理を設けた。当時、再審というのはまだ再審段階とはいえず、事件再審は監視・調査審の管轄であった。

4. 2004 年改正民事訴訟法に基づく民事訴訟

事件解決及び社会関係の改善に民事訴訟法が運用されてきて 10 年以上の時間が経過し、事件解決のための審理に正確性及び公平性がもたらされ、社会に平穏がもたらされた。しかしながら、社会経済の発展・拡大はとどまることがなく、法律の発展及び司法制度の進化並びに地域及び世界の事件手続における法律原則との合致が要求され、民事訴訟法の改正が必要となった。

4.1. 民事訴訟法の改正理由

2004 年版民事訴訟法の改正理由は主に次のとおりである。

- 1) 憲法及び 2003 年版人民裁判所法の改正との合致のため
- 2) 最高人民裁判所は、全てのレベルの人民裁判所の組織及び運営を管理することとなり、地方人民裁判所は最高人民裁判所に従属することとなり（2003 年版改正憲法第 80 条）、最高人民裁判所による地方人民裁判所の管理業務を保証するために、最高人民裁判所の権限を定め、審理を担当する事件を少なくしなければならなかった。つまり、破棄審の法律問題について審理することとした。なぜなら 1990 年の法律においては、最高人民裁判所が三審（第一審、破棄審及び監視・調査審）の審理権限を有すると規定していたため、それを改正しなければならなかった。
- 3) 社会において発生する事件には多くの種類があり、これまでの訴訟実務は同一の裁判官合議体つまり民事裁判官合議体に持ち込まれ審理されてきた。そのために審理に非常に時間がかかってきた。事件によっては特別に早急に審理を行うために事件を種類別に分けなければならなくなった。例えば、商事事件、少年事件は民事訴訟法の改正を要求した。
- 4) 最高人民裁判所に大量の訴訟手続が持ち込まれないよう、訴訟手続制度を定めなければならなくなった。最高人民裁判所に持ち込まれる事件を制限するため控訴審裁判所を設立し、控訴裁判所で事件を終結させる必要があった。最高人民裁判所には法律問題のみ持ち込まれるようにするためであった。
- 5) 社会経済の発展により紛争は日に日に増加し、法律で規定していない事例、規定している法律のない紛争又は規定はされているものの規定が不十分である場合など、法の執行、つまり事件解決における法律の行使が難しく法の抜け道があったり、現実にはそぐわないことが増えたため、社会経済の発展拡大状況に合わせる必要が出てきた。

4.2. 民事訴訟手続における裁判所の組織制度及び権限

訴訟手続の基本レベルでの改善及び持ち込まれた事件のみに最高人民裁判所が忙殺されないことを保証するため、最高人民裁判所は非常に広い範囲の地方裁判所を管理する役割を負っていた。そこで地区控訴裁判所を中部、北部及び南部の 3 地区に設立した。最高人民裁判所に事件が持ち込まれるのを制限するため、地区控訴裁判所は、控訴審及び情報・証拠面の最終審として事件の審理を担当した。そして最高人民裁判所は法律に基づいて破棄審のみ審決を行うという権限も定め、さらに訴訟手続のスピードアップを図るために、事件の種類を分け、商事、家庭、少年事件を民事事件から分離し、事件の種類ごとに裁判官合議体を立ち上げ、別々に審理を行うこととした。

このほか、郡人民裁判所、特別市人民裁判所、県人民裁判所、首都人民裁判所、控訴裁判所及び最高人民裁判所において訴訟手続を担当する組織は、以下の民事訴訟手続の審理を担当する。

- ・郡人民裁判所、特別市人民裁判所は民事事件担当裁判官室及び家庭事件担当裁判官室で構成される。

- ・県人民裁判所、首都人民裁判所、控訴裁判所及び最高人民裁判所は、民事事件担当裁判官室、商事事件担当裁判官室、家庭事件担当裁判官室及び少年事件担当裁判官室で構成される。

2004 年版の民事訴訟法は民事事件を審理し判決を下す権限を次のように規定した。

- ・郡人民裁判所、特別市人民裁判所は、請求額が 2,000 万キープを超えない民事事件、共有財産、債務又は子どもの問題に関する紛争がない婚姻関係事件、扶養費の請求に関する事件、血縁関係、ある人物が行為無能力者、失踪者であることについての認知請求又は死亡者宣告に関する事件を第一審として審理し判決を下す権限を有する。

- ・県人民裁判所、首都人民裁判所は、郡人民裁判所、特別市人民裁判所の管轄権に属さない事件を第一審として審理し判決を下す権限を有する。郡人民裁判所、特別市人民裁判所が判決を下した後に訴訟当事者により控訴を申し立てられた、又は検察により異議申立が行われた事件を控訴審として審理する。

- ・控訴裁判所は、県人民裁判所、首都人民裁判所にて第一審として判決が下された後、訴訟当事者により控訴を申し立てられるか、又は検察により異議申立が行

われた事件を控訴審として審理する権限を有する。訴訟当事者により控訴又は人民検察院に異議を申し立てられた県人民裁判所、首都人民裁判所の指示、命令及びその他判決を控訴審として審理する。

・最高人民裁判所は、控訴裁判所、県人民裁判所、首都人民裁判所が控訴審で審理した後、訴訟当事者により破棄を、又は人民検察院により異議を申し立てられた事件の法律問題を破棄審として審理する権限を有する。確定判決については再審として審理される。（最高人民裁判所は）全国の裁判所の権限について研究する。

4.3. 訴訟手続の原則

2004 年版民事訴訟法は一部の原則を削除し、一部の新しい原則及び次の 10 の原則も含めて改正した。

- ・ 事件を審理する裁判所の権限及び義務
- ・ 法律及び法廷の前での市民の平等
- ・ 合議体による事件の審理
- ・ 裁判官の独立性
- ・ 訴訟手続で使用する言語
- ・ 公判における事件の審理
- ・ 裁判所の決定の効力
- ・ 同一事件の再審理の禁止
- ・ 包括的、徹底的及び客観的な訴訟手続
- ・ 回避又は忌避申立

4.4. 事件審決の審級

2004 年改正民事訴訟法は、事件手続を通常審理及び特別審理に分けた。

1) 通常審理：2004 年版改正民事訴訟法に基づいて事件の通常手続段階は次の 3 つに定められた。第一審、控訴審及び破棄審である。つまり訴訟当事者が裁判

所に対して控訴又は破棄を直接申し立てる権利を行使した訴訟手続において、裁判所は、法律に定められた権限に基づき審理しなければならない。

2) 特別審理：通常審理以外に判決における正確性を保証する、又は当事者に対し公平を期すため、法律は特別審理を設ける。具体性を伴って再審裁判所を設けることが規定された。初版民事訴訟法は、再審というのはまだ再審段階とはいええず、再審申し立てを審決する役割を負う監視・調査審である。

5. 2012 年改正民事訴訟法に基づく民事訴訟手続

改正民事訴訟法は 2004 年 5 月 17 日に施行された。第 11 章第 17 節第 129 条で構成され、最高人民裁判所に事件の法律問題を破棄審として審理し判決を下す権限を与えることによって、第一審、控訴審及び破棄審の 3 つの段階を有する訴訟手続制度に改正された。このほか、郡人民裁判所、特別市人民裁判所に追加権限を付与し、それまでは訴額が 50 万キープを超えない事件を審決する権限を与えられていたが、訴額上限が 2,000 万キープ以内へと変更された。2004 年より実際に運用され、裁判官及び訴訟当事者らにとって優秀な道具となり、情報・証拠収集を十分なものとし、審決に迅速性、正確性及び明確さをもたらした。しかしながら、新しい時代の我が国の社会経済発展の状況に合わせるならば、さらなる改正が必要な課題もあったのである。

5.1. 改正理由

民事訴訟法の 2012 年改正の主な理由は次のとおりである。

1) 民事訴訟法が一定期間運用されてきた中で詳細な定義がなく、精緻でなく、まだ抜け道も多いなどの問題が多々見られた。訴訟手続の原則、事件の審理受け入れ、裁判官の調査、訴訟手続における当事者の協力、証拠の受理及び検討、申し立ての審理規則、召喚状、招聘状等の送達方法などについても詳細な規定がなかったため、実際の運用時に統一性がなく、根拠にも欠けていた。

2) 法律条文、内容に精密さを欠き、不明瞭であり、条文によってはその実行ができないものもあった。同時に社会で発生する事件に対して、定められた法律条文がない、ほかにも重要な問題である答弁原則、申し立ての審理規則、証拠の検討規則がないなど、裁判官は実際の運用時に確かな拠り所を欠いていた。

3) 訴訟手続においては当事者の協力によって事件に関する情報・証拠が提供されるものであるが、当時は十分に提供されず、裁判所の情報・証拠の収集が不徹底、不十分なものとなっていた。判決が下された後に控訴又は破棄を申し立てら

れ、上級裁判所に事件が持ち込まれることが多々あった。そこで訴訟手続を迅速に行い、透明性を保ち且つ公平性を保証するため、上述の問題に関する規則をより詳細にする必要があった。

4) 2009 年 5 月 28 日国民議会常任委員会の第 113 号決議、2009 年 10 月 5 日の第 179 号決議及び 2009 年末に改正承認された人民裁判所法の規定に基づき裁判所組織制度の変更に合致させる必要があった。

5) 地域及び世界の訴訟手続制度に合致させ、民事司法面における協力・援助をより効率的なものとなるように請け負い、とりわけラオスの世界貿易機関 (WTO) 加盟に際し、訴訟手続が国際的ルールと合致することを保証する必要があった。

5.2. 民事事件審理における裁判所の組織制度及び権限

訴訟手続の組織制度は従来のものを保ったままであったが、特に第一審での訴訟手続の権限の分割及びさらなる精密性の改善が行われた。

1) 郡人民裁判所、特別市人民裁判所は地区人民裁判所に集約された。当時、地区裁判所は全国で 39 カ所設けられ、地区人民裁判所には次の権限が追加付与された。主に訴訟当事者を教育し、調停することである。地区人民裁判所は、民事事件、労働事件における訴額、及び夫婦関係に関する事件における夫婦の共有財産、債務に関する訴額が 3 億キープ以下である訴訟事件、また商事事件及び少年事件を除く訴額がない事件を第一審として事件を審理する。

2) 県人民裁判所、首都人民裁判所及び少年裁判所は、地区人民裁判所が管轄権を有しない事件を第一審として審理する権限を有する。判決が下された後、訴訟当事者は不服があれば地域人民裁判所に控訴を申し立てる権利を有する。このほか、県人民裁判所、首都人民裁判所は地区人民裁判所が第一審として判決を下した事件を控訴審として審理する権限も有する。県人民裁判所、首都人民裁判所が控訴審として審理した後、訴訟当事者が不服の場合は地域裁判所に対して法律問題の破棄申立又は人民検察院により異議申立がなされる。

3) 地域人民裁判所は控訴裁判所より名称変更され、県人民裁判所、首都人民裁判所が第一審として判決を下し、訴訟当事者による控訴申立又は人民検察院による異議申立がなされた事件を控訴審として審理する権限を有する。このほか、県人民裁判所、首都人民裁判所が控訴審として審理し、訴訟当事者の不服により法律問題の破棄申立又は人民検察院による異議申立がなされた事件を破棄審として審理する権限も有する。

4) 最高人民裁判所は、地域人民裁判所が控訴審として審理し、訴訟当事者による破棄申立又は人民検察院による異議申立がなされた事件の法律問題を破棄審として審理する権限を有する。裁判所の確定判決に対して再審として審理する権限も有する。

総括すると、訴訟手続の組織として、人民裁判所の中に労働事件担当裁判官室が追加設置され、以下の訴訟手続の組織制度が設けられた。

- ・地区裁判所で審理される民事問題は、民事事件、家庭事件及び労働事件である。
- ・県人民裁判所、特別市人民裁判所、地域人民裁判所及び最高人民裁判所が審理する民事問題は、民事事件、商事事件、家庭事件、少年事件及び労働事件である。

5.3. 民事訴訟手続の原則

民事訴訟法は以下の 12 の新しい基本原則を定め直した。

- ・ 事件を審理する裁判所の権限及び義務
- ・ 法律及び法廷の前での訴訟当事者の平等
- ・ 公判前の答弁及び公判中の口頭弁論
- ・ 合議体による事件の審理
- ・ 裁判官の独立性
- ・ 訴訟手続で使用する言語
- ・ 公判における事件の審理
- ・ 同一事件の再審理の禁止
- ・ 包括的、徹底的及び客観的な訴訟手続
- ・ 調停
- ・ 回避又は忌避申立
- ・ 請求又は申し立てを審理する範囲

5.4. 事件審決の審級

2012 年改正民事訴訟法に基づく事件審決の段階は 3 段階及び特別段階のままであり、第 1 段階は従来のものであった。改正されたのは第一審裁判所の民事訴訟手続が 2 種類に分けられたことであった。請求及び申し立てはどちらも事件の審理を明確に区別するためであり、簡単な事件が迅速に審理を受けられることを保証し、事件の種類によっては必要のない手順のために審理に遅れを出さないためである。

6. 民事訴訟法及びその他の法律

民事事件には多種多様な紛争があり、それぞれの種類の紛争には違った性質、特徴があり、紛争の種類によりそれを審理し解決する方法も千差万別である。したがって、民事問題を審理し解決するために運用される法律は民事訴訟法以外にも存在し、民事紛争の解決に利用される。

- ・土地に関する紛争解決に関連する民事訴訟手続は、土地法の第 80 条及び 81 条に規定されている。

- ・経済に関する紛争解決に関連する民事訴訟手続は、経済に関する紛争解決法の第 34 条、第 51 条及び第 52 条に規定されている。

- ・労働に関する紛争解決に関連する民事訴訟手続は、労働法の第 62 条、第 63 条及び第 64 条に規定されている。

民事訴訟手続制度の発展比較表

変更内容	1990 年	2004 年	2012 年
・ 組織 ・ 権限	郡人民裁判所 50 万キープ	郡人民裁判所 2,000 万キープ	地区人民裁判所 3 億キープ
原則	7 原則 1. 事件を審理する裁判所の権限並びに法律及び法廷の前での市民の平等 2. 合議体による事件の審理 3. 裁判官の独立性 4. 訴訟手続で使用する言語 5. 公判における事件の審理 6. 裁判所の指示、命令、決定、判決の効力 7. 事件の真実の明確化、当事者の権利及び義務の通知	10 原則 1. 事件を審理する裁判所の権限及び義務 2. 法律及び法廷の前での市民の平等 3. 合議体による事件の審理 4. 裁判官の独立性 5. 訴訟手続で使用する言語 6. 公判における事件の審理 7. 裁判所の指示、命令、決定、判決の効力 8. 同一事件の再審理の禁止 9. 包括的、徹底的及び客観的な訴訟手続 10. 回避又は忌避申立	12 原則 1. 事件を審理する裁判所の権限及び義務 2. 法律及び法廷の前での市民の平等 3. 公判前の答弁及び公判中の口頭弁論 4. 合議体による事件の審理 5. 裁判官の独立性 6. 訴訟手続で使用する言語 7. 公判における事件の審理 8. 同一事件の再審理の禁止 9. 包括的、徹底的及び客観的な訴訟手続 10. 調停 11. 回避又は忌避申立 12. 請求又は申し立て

			を審理する範囲
審理段階	・通常段階 2 段階：第一審及び破棄審 ・特別段階 2 段階：監視・調査審及び再審	・通常段階 3 段階：第一審、控訴審及び破棄審 ・特別段階 1 段階：再審	・通常段階 3 段階：第一審、控訴審及び破棄審 ・特別段階 1 段階：再審

第2章

民事訴訟手続の基本原則

1. 定義

民事訴訟手続の基本原則とは、定められたメカニズム、手順及び方法に沿って民事訴訟手続に参加する様々な部門の活動が行われる際の方向性、ガイドライン及び範囲を示すものであり、訴訟手続に対する基本的な考え方である。

民事訴訟手続は2つの部分の活動によって構成される。1つは訴訟手続の担当者であり、裁判長、副裁判長、裁判官室長、副裁判官室長、裁判官、裁判官補、裁判所書記官及び専門職員である。もう1つは訴訟手続に参加する者のことで、原告（人民検察も含む）、被告、第三者、証人、通訳人、鑑定人、弁護士又はその他の後見人のことである。

民事訴訟手続の原則は訴訟手続制度の全体像、訴訟手続の関係者それぞれの権利、義務及び訴訟手続に関連する部門の責任範囲、訴訟手続の各段階における活動の全体的方針を規定し、原則は、それぞれ実行していく上での仔細な指針となるように、訴訟手続の各段階において運用・展開されていく。

2. 重要性

裁判所、訴訟当事者及びその他の民事訴訟手続に参加する者の活動は、個人、法人又は組織が他人によって侵害された正当な権利及び利益を守るため発生した民事的紛争を正確且つ公正に解決することが目的である。上記の活動は原則、ルール及び定められた過程に則っていなければならない、事件の事実・真相を確かなものにする情報・証拠の収集、事件の審決を正確且つ公正なものに保証するという目的のために検討されるのである。

もし原則がなければ、各人は自身の考え、特徴又は必要に基づいて活動することとなり、訴訟手続を通して正確且つ法律に合致した審理を行い、判決を下すため事件の真相を解き明かすという目的及び目標が達成できないことになる。

3. 民事訴訟手続の基本原則

民事訴訟法には非常に多くの条文があり、全て訴訟手続の原則及びルールである。ただし、民事訴訟手続の範囲及び方針を規定する主な基本原則となっている条文は次に挙げる12原則である。

3.1. 事件審理における裁判所の権限及び義務

3.1.1. 定義

人民裁判所のみが事件を審理し判決を下す権限を有する。人民裁判所は裁判所に対して請求又は申し立てがされているある事件の解決のためにラオス人民民主共和国の政府権力を代表して事件を審理し判決を下す役割、権限及び義務を有する司法機関である。

実際の社会情勢の中では多くの紛争が発生し、それら紛争の解決には多くの方法があり、多くの担当機関が存在し、社会全体つまり各種組織機関が責任をもってその解決にあたるのである。しかし、それら紛争は、行政による解決が実行できない。行政による解決は、裁判所の決定同様強制的に実行させることはできないのである。行政による解決は、調停、和解又は相互の譲歩によって解決されるためである。裁判所において事件を審理し、解決することとは、訴訟当事者が争っている、又は合意できない問題に法律をもって判断を下すことである。

3.1.2. 理由

立法機関、行政機関及び司法機関は、ラオス人民民主共和国の政府権力の中において義務及び役割を細かく、明確に割り振られている。それは政府権力の実効力を高めるために各機関がそれぞれの役割、義務及び権限の範中で活動し、お互いの業務に干渉しないようにすることである。このことから、人民裁判所は事件を審理し判決を下す役割を与えられたのである。したがって、裁判所に対して請求又は申し立てがなされた時、裁判所は持ち込まれた事件を情報・証拠及び法律に基づいて迅速に透明性を保ち正確且つ公正に調査、審理して判決を下さなければならない。請求又は申し立ての合理性の有無にかかわらず、裁判所は審理し判決を下さなければならない。裁判所は、訴訟当事者により要請された事件を審理しない、あるいは判決を下さないと拒否をすることができないのである。

とにかく社会で発生する紛争は、種類によって裁判所へ訴えを提起する前に調停又は行政による解決の過程を経なければならない。その後、裁判所は訴訟当事者に対して公正に審理し判決を下すのである。正確性及び公正さを保証するため、裁判所の審決には通常、第一審、控訴審及び破棄審の3段階があり、このほか最大限公正さを保つため、下された判決が正確でなく公正さを欠くとみなされた場合、法律に事件の再審理を行うことができるよう、特別審つまり再審規定が設けられている。

3.1.3. 利用

裁判所は司法機関であり、民事事件を審理する権限をもち、法律を遵守して厳格に執行するのである。他の機関（例：立法機関、行政機関、大衆組織、社会組織及びその他組織）は、社会で発生する紛争の解決に責任を負うが、それらの解決は裁判所の判決同様の強制力をもたない。

3.2. 法律及び法廷での訴訟当事者の平等

3.2.1. 定義

全てのラオス国籍所有者は、関係の構築、契約の締結又は各人の実際の状況及び条件に基づく訴訟当事者の法的活動など、法律の規定に基づく社会活動においては平等である。同時に裁判所での訴訟手続時には、原告及び被告は平等である。ラオス国籍所有者、ラオスに一時滞在している外国籍所有者、ラオスに暮らしている外国籍所有者、ラオスに暮らしている無国籍者が法律及び法廷において人種、民族、性別、経済及び社会的地位、言語、学歴、文化的素養、宗教、信仰、出身地及びその他によって差別されることはない。訴訟当事者の平等とは、訴訟手続時に原告及び被告が自身の権利及び義務を行使する各人の状況及び実際の条件によっては、全ての問題又は面においても平等ではないという狭義の意味をもつのである。

3.2.2. 理由

民事訴訟手続は裁判所に正確且つ公正な審決を行わせる目的を有する。訴訟手続は、原告側及び被告側の双方が争うものであり、双方は裁判所の審決の前であればいつでも、範囲に囚われることなく、それぞれ収集、用意した情報・証拠を提出し、自身に有益な理由を述べる。裁判官は訴訟当事者の紛争が迅速且つ正確・公正に解決されるよう中立の立場に立つ者である。これは原告及び被告の間の訴訟手続における裁判官の権利、義務及び責任を意味するものである。したがって、原告及び被告は平等でなければならない。もし、平等でなければ、訴訟手続の中に不公平感が生まれ、裁判を実施する者たちが自身の利益を得ようとしたり、えこひいきをする機会となるのである。また、裁判官、裁判官補、裁判所書記官及び訴訟手続における関係者が原告又は被告のどちらか一方に肩入れし、もう一方の権利を制限するなどの抜け道となりかねず、訴訟手続を不正確且つ不当なものにしてしまうのである。

3.2.3. 利用

裁判所での訴訟手続における原告及び被告の平等は次に挙げる事項に表れる。

- 1) 裁判所での訴訟手続において、事実の答弁、口頭弁論では、訴状、申立書、答弁書及び事件担当者に検討を促す説明資料を提出することができる。
- 2) 証拠収集及び提出、又は裁判所に自身の答弁に関係する又は事件の事実に関連する情報・証拠の収集、証人の尋問、争点の出張調査、鑑定人を選任し鑑定させることなどを要請すること
- 3) 裁判所に対する調停及び訴訟手続時の立ち会いの提起
- 4) もし裁判官、人民検察委員職員、裁判所書記官、専門職員及び通訳が事件の中で訴訟当事者と利害関係にあるか、又は事件の調査時及び合議体による事件の審理時に不当に振る舞う場合、その者に対して忌避申立を行うことができる。裁判官の不当な行動に対し異議を申し立てることもできる。
- 5) 訴訟手続の迅速化、透明化及び公正さを保証するため、裁判所に民事保全手続又は一時的措置の採用を要請することができる。
- 6) 他方当事者の提示が不正確であると判断する場合、説明又は答弁を行うために訴訟手続に参加する他の個人に尋問を行い、訴状に含まれる書証を検証することができる。また、訴状に含まれる必要な書証又は書証内の情報を複製、記録することができる。
- 7) 弁護士又は後見人を訴訟手続の代理人として参加させること
- 8) 裁判所の指示、命令、決定又は判決に対する控訴、破棄を請求することができる。また、裁判所の確定した判決の執行を要請することができる。
- 9) 裁判所での訴訟手続時におけるその他の平等

人民裁判所の審理は、ラオス国籍所有者、ラオスに一時滞在している外国籍所有者、ラオスに暮らしている外国籍所有者、ラオスに暮らしている無国籍者が法律及び法廷において、人種、民族、性別、経済及び社会的地位、言語、学歴、文化的素養、宗教、信仰、出身地及びその他によって差別されることのない平等性に基づいて行わなければならない。裁判所が正しく事件を受け入れ審理する時には、原告又は被告はラオス国籍所有者であろうとなかろうと、証拠の収集・提出及び裁判官又は裁判官合議体へ様々な意見を提出することにおいて平等である。裁判官又は裁判官合議体は、原告及び被告が自身の人種、国籍、宗教、性別、

貧困層又は富裕層、生活場所が都会又は田舎、地位がある者又は一般人、個人であるか又は組織に属する者であるかにかかわらず、お互い証拠に対して異議申立ができる、証拠を提示する及び自身の意見並びに権益を守る機会を原告及び被告に与えなければならない。

3.3. 答弁及び口頭弁論

3.3.1. 定義

裁判所に持ち込まれ審理される全ての紛争は、原告及び被告、第三者も含め、各人が、自身が一番正しいと述べるため、意見に統一が見られないものである。裁判所での訴訟手続は、原告及び被告の間で争われている事件の事実を探索するものであり、もしどちらかが事実でないことを提起又は主張した場合、もう一方の当事者は、裁判官が事実及び法的理由に関わる情報を得られるよう、また、事実及び法律に基づいた正確性が審理・判決の基礎となるように、事件の調査期間中に説明し、反論しなければならない。公判の中で裁判官合議体に対して何かしらの問題を明らかにするため説明することが口頭弁論なのである。

3.3.2. 理由

答弁又は口頭弁論は、事件の事実認否を明確にする裁判官又は裁判官合議体にとって最も重要なものである。原告、被告及び第三者の説明資料に基づいて、どの証拠が信頼に足り、どの証拠が信頼できないものであるかを明確に区別する際の基礎となるものである。

裁判所での訴訟手続において、原告、被告及び第三者はいつでも自身の主張にとって有益となる内容、証拠を提起することができる。原告、被告及び第三者は、裁判所に対して双方の主張が事実であるかどうか、事実を隠しているか、歪曲しているか、反論、説明しなければならない。

答弁及び口頭弁論においては、間違った他方当事者の主張又は証拠に対して拒否又は反論するのみでなく、もし他方当事者の主張又は取り上げた証拠が正しく且つ事実であれば、裁判所が正しい審決を行う際の確認として取り上げられた問題を認諾することもできる。

例：X（原告）は、Y（被告）が自身から1,000万キープを借りたと主張した。裁判所はXの主張を認諾又は否定するかYに証言させなければならない。もしYが否定すれば、XはYが自身から借金したという証拠を提示しなければならない。ここで裁判所は、Yに上記証拠に関する答弁をさせなければならない。

3.3.3. 利用

答弁は訴訟当事者が自身の見解に関わる証拠を提示する、主張を説明する、又は公判が始まる前に他方当事者の証拠に対し説明することである。

訴訟当事者の口頭弁論は、公判において原告、被告及び第三者の間で返答する形で意見を表明することである。原告、被告、第三者及びそれらの後見人（いる場合）の間で口頭弁論が開始されると、原告、被告及び第三者は自身の権利を守るため自らの所有下にある文書又はその他の証拠を口頭弁論の中で裁判官合議体へ提示し、双方は事件の正確性及び真実性について確認するため、相手方当事者に対し返答しなければならない。

口頭弁論は、原告、被告及び第三者の順で疑問が残る又は矛盾する事項について証拠を提示して説明しなければならない。

訴訟当事者の口頭弁論及び説明時間は無制限である。ただし、裁判長は、口頭言論を争点に関するものに制限しなければならない。訴訟当事者が訴訟事件と無関係な意見又は証拠を提示する場合、裁判長は口頭弁論を事件の要点に戻すよう監督しなければならない。

3.4. 合議体による事件の審理

3.4.1. 定義

いずれの審級の裁判所においても、事件審理は合議体によって行わなければならない。合議体は3名の裁判官から構成され、うち1名は裁判長を務め、ほか2名は合議体の構成員を務める。合議体の判決は、多数決によって下される。勤続年数の最も少ない構成員が最初に意見を述べ、裁判長が最後に意見を述べる。

合議体による審議は最重要事項である。ラオス人民民主共和国の政府権力を代表する審理となるため、それは個人の権利及び利益に関連し、また干渉するものとなる。したがって、ある問題に対して合意する又は決定を下すには正確性及び客観性を保証しなければならない。

3.4.2. 理由

合議体による審理は民主的な方法であり、考え方を広くし、他人の意見を聞くことで何か問題に対して客観的、包括的に、そして最も事実及び法律に基づいた正確な判断を下すことができるのである。

裁判所の審理及び判決の規則を決める際には合議体によってなされなければならない。これは、計画的メカニズム、事件を審理し判決を下す際における裁判官の働き方、証拠の調査・評価を行う裁判官の責任感向上を図るためである。何かしらの判断を下す際には裁判所の審決が事実及び法律に基づき正確であることを保証するため、証拠及び法律に基づく理由が存在しなければならない。法律に違反した者は発生した損害に対して責任を負わなければならない、法律に則って正しく行動した者は裁判所の判決に基づき法律によって保護されなければならない。

3.4.3. 利用

法律・規則に基づき任命された裁判官は、裁判所において民事事件を審理する。最高人民裁判所、地域人民裁判所、県人民裁判所、首都人民裁判所、地区人民裁判所での民事事件及びその他の事件の審理は合議体によって行われなければならない。事件が法律に基づいて正しく、公正に解決されることを保証するため、合議体は3名の裁判官から構成され、うち1名は裁判長を務め、ほか2名は合議体の構成員を務める。

3.5. 裁判官の独立性

3.5.1. 定義

裁判官の独立性とは、裁判官の下す判決が客観的で実際の証拠及び法律に基づいていることを保証することである。それは、密室における事件の審理及び判決を行う中で明確且つ絶対的に表れる。要するに、原則の中で訴訟手続を進める際に、裁判官は独立性を有するのである。しかし、ここでいう訴訟手続時の独立性とは、他人、他の組織、世論などの意見を拒絶して聞かないということではない。裁判官は周囲の全ての意見、指摘又は助言を受け入れ、判決を行う際の資料としなければならない。なぜなら、それらの意見、指摘、助言は、事件に対する審理及び判決に関わり、有益なものであるかもしれないからである。裁判官はそれらを精査・取捨選択し、信頼のおける理由があるかどうかを評価し、もしそれらの意見、指摘、助言に合理性があれば受け入れなければならない。

裁判官は、情報・証拠の収集時、審理における情報・証拠にするため、各所より寄せられた全ての書類、全ての意見を受け入れなければならない。もしその意見に合理性があれば検討し、合理性がない又は原則に合致しないものであれば説明しなければならない。これは、誰かが提示した意見を裁判官自身に独立性があるからという理由で拒絶し、受け入れないという意味ではない。受け入れない

ということは、原則に合致しない行動とみなすことができる。

3.5.2. 理由

裁判官の独立性の原則は、裁判官が情報・証拠、法律に基づき事件に判決を下す権利を保証するためのものであり、裁判官が情報・証拠、法律に基づき判決を行う際には法律に基づく裁判官の身分が保護されなければならない。

司法機関としての人民裁判所は、社会における正義を保障するため事件に対して審判を行うことを主な任務としている。裁判所における審判は裁判官の直接的な職分である。したがって、個人、組織からの干渉、指示又は圧力がある場合、裁判官は倫理心、倫理観を保てず、えこひいき又は偏見的振る舞いを行うこととなり、事件の審決は不当且つ不公平なものとなる。そのため、訴訟手続における裁判官の独立性は、事件の審判の際に重要な働きを見せるのである。もし他者からの圧力、干渉又は指示があれば、事件の審理時に裁判官に偏見を抱かせ、審判を情報・証拠及び法律に沿わないものにしてしまい、訴訟当事者の正当な権利及び利益が裁判所の判決及び法律から保護されなくなってしまう。

裁判官の独立性の原則は、裁判官の職務遂行における根拠となるものであり、事件手続において重要且つ必要なものである。また、情報・証拠及び法律に基づいて客観的に審判を行う裁判官の職務が訴訟当事者及び国民から信頼されるよう、他人及び他の組織が裁判官の職務に干渉するのを禁止するのである。

3.5.3. 利用

裁判官は外部から干渉されず、すなわち権勢に従わず、仲間、家族、その他の者と徒党を組まず、情報・証拠及び法律に従い自身の確信に基づいて事件に判決を下す際に独立性が必要となり、そうすることで社会においては判決の基準に平等性が与えられ、社会に正義と秩序がもたらされるのである。

裁判所の審判において、裁判官はある者の命令又は指示によって事実をひっくり返すことはない。しかし、自身が見て理解した事実どおりの判決が裁判官合議体の合意に沿わない場合、裁判官は上級裁判所に報告する目的で自身の事件に関する意見を文書にして提出する権利も有する。上記意見の提出は、自身が同意できない問題に関して確かな理由がなければならない。例えば、証拠の評価、法律の適用が不当であるか、又はその他の理由である。

裁判官の独立性は事件の審理時のみである。しかし、政府機関の名の下に各種機関から完全に隔絶することはできない。事件解決の活動は訴訟手続の公正さ

を保つために関係諸部門と協力していかなければならないからである。

例：土地に関する紛争。ある資料が不明瞭であるか又は裁判官が土地の資料、土地の区画図などに関して明確な理解ができない時は、土地管理を担当する機関と相談の機会を設け専門職員から説明を受けたり、係争中の土地を調べるために村の行政当局と連携しなければならない。

3.6. 訴訟手続で使用される言語

3.6.1. 定義

訴訟手続は、訴訟手続に参加する者がお互いにコミュニケーションを取り合い、訴訟手続に関連する問題を理解させるためにラオス語で行わなければならない。

3.6.2. 理由

ラオス語を訴訟手続で使用される正式言語と規定する理由は、ラオス語はラオス人民民主共和国を象徴するものの 1 つであり、憲法においても公式言語と規定されているからでもある。訴訟手続には各地、各人種、宗教から言語が別々の多くの様々な立場の者が集まる。訴訟手続において彼らが普段から話したり、書いたりしている言語を使わなければならなかったら、意思疎通が困難となり、又は誰かが別の言語に不満をもち、それを使いたくない各人が訴訟手続において自身の言語を答弁に使わなければならないということも起こり得る。そのため、言語に統一を図るために意思疎通、連携に使われる正式言語がなくてはならず、これが訴訟手続にラオス語が使用されることになった理由である。もし原告、被告又は訴訟手続に参加する者がラオス語を話せないか書けない場合には、自身の言語を話し、書くこともできるが、裁判所に提示された事実、情報・証拠を裁判官が調査し理解できるように、それらをラオス語に翻訳しなければならない。このほか、訴訟当事者が裁判所に提出した書証は認定の根拠とするためラオス語に翻訳しなければならない。もし、外国語のままラオス語に翻訳されない場合、それは証拠とはみなされず、事件の解決には利用されないのである。

例：原告及び被告は外国人であり、ラオス人民民主共和国でビジネスを行っている。紛争が発生した時、裁判所に訴えを起こした。原告は請求を自身の言語で記すが、その請求はラオス語にまず翻訳されてから裁判所に提出される。また、原告が裁判所又は公判で証言する時、被告は自身の言葉で話すことができるが、裁判官が理解できるようラオス語へ翻訳する通訳を伴わなければならない。

3.6.3. 利用

訴訟手続のどの段階でも、訴訟手続参加者は、請求、答弁、証言、調停、公判、判決書作成などにラオス語を用いなければならない。事件の内容、事実を明確に理解するため、ラオス語は、原告、被告、その他訴訟手続に参加する者と裁判官との間での意思疎通にも用いられる。原告、被告又は訴訟手続に参加する他の者がもしラオス語を理解しないならば、彼らは自身の言語又は外国語を書き、話す又は自身の言語、外国語の文書を利用する権利ももつ。ただし、自身の言語又は外国語で書き、話す場合には、ラオス語に翻訳しなければならない。翻訳に関する責任は原告又は被告自身にある。

例：外国人ビジネスマンはラオス人民民主共和国でビジネスを行っている。紛争が発生し、裁判所に訴えを起こす段階に発展し、訴状は自身の言語で書くことができるが、その自身の言語で書いた訴状はラオス語に翻訳し公証登録事務所により翻訳に対して認証を受けなければならない。あるいは外国人ビジネスマンは法廷闘争のために弁護士を立てるかもしれない。とにかく、裁判所に証言を行うこと、公判への参加は裁判官、裁判官合議体又は他の参加者が共通の理解を得られるように外国語からラオス語へ翻訳する通訳を伴わなければならない。

ラオス人民民主共和国の公式言語で十分な意思疎通が図れない国内の各民族も自身の民族言語を公式言語に翻訳する通訳を伴えば、自身の民族言語を話すことができる。

通訳選定の規則は、訴訟当事者の推薦によるか又は裁判所自身の見解に従って裁判所が選定するのである。もし、その通訳が不適格な振る舞いがあった場合、もう一方の原告又は被告には、規則に従い忌避申立を行う権利がある。

3.7. 公判における事件の審理

3.7.1. 定義

公判における事件の審理は、公判において裁判官合議体が最終段階として情報・証拠を収集し検証することである。それは尋問、聴取又は公開若しくは非公開にて公判に参加している者の主張により行われ、全ては法律の規定に則り行われるのである。

3.7.2. 理由

公判における事件の審理は、訴訟当事者、その他の事件関係者及び裁判官合議体にとって重要な段階の 1 つである。訴訟手続は、国家又は社会の秘密扱いの事項、配偶者との私的生活に触れる家族関係に関する事件や少年事件など、非公

開の審理を行う事件以外は全て公開審理が行われなければならない。

審理が公開で行われるのは、訴訟当事者又は事件の関係者が事件の争いにおいてそれぞれ裁判官へ審決の根拠として物証、書証、証人を提示する自身の権利を行使する機会を与えるためであり、審理は事件の事例によっては非公開で行わなければならない。例えば、国家又は社会の秘密扱いの事項、配偶者との関係性、夫又は妻の健康に関わるもの、具体的には離婚申し立て、とりわけ妻が同居不可能となるような重病を患っている又はセックスレスを理由に夫が妻に対し離婚申し立てを行う事件及びその他の事件などである。このほか、公開審理を行うことができない少年事件は非公開で審理が行われる。しかし、裁判所の判決の朗読及び言い渡しは公開で行わなければならない。

3.7.3. 利用

公判における事件の審理、訴訟当事者及び事件関係者に口頭弁論により意見を提示させ、同時に様々な情報・証拠を提出させる機会を設けるため、裁判官合議体は、証拠を検討・評価して事件の事実認定でどの証拠が事実及び法律に対して正確であるかを判断する。事件の審理は、公開又は事例によって非公開で行わなければならない。ただし、いずれの事件も裁判官合議体の変更をすることなく継続的に及び事件ごとに行わなければならない。裁判官合議体構成員の誰か又は全員の変更がある場合は再審理しなければならない。裁判長は公判における訴訟事件の審理を中立的な立場で指導することに務める。原告、被告、第三者、弁護士又は訴訟当事者の後見人及びその他の事件関係者が合理的な理由により公判に参加できない場合、審理は延期又は中断することができる。もし、公判に不参加の合理的な理由がなければ、裁判所は欠席裁判又は事例によっては事件を却下することができる。事件の審理は、判決文を作成し読み上げるために公判を一時中断する過程もあり、その後公判の終了が告げられる。

3.8. 同一事件の再審理の禁止

3.8.1. 定義

同一事件の再審理の禁止とは、裁判官合議体の構成員としてある事件の審理に参加したことがある裁判官には、どの審級の裁判所で行われようとも、控訴審、破棄審又は再審裁判所がその審級の裁判所に再審理を求めたとしても、その事件に対して 2 回目の審理を行うことができないという意味である。もし、同一事件の審理に再度参加した場合、審理済みの問題を審理することとなり、正当性、公平性を確保できなくなる。なぜなら、同一事件を再審理する裁判官当人は、そ

の問題を審理済みであり、以前審理した際の意見又は判決を守ろうとするからである。

3.8.2. 理由

同一事件の再審理の禁止は三審制を保証するためでもある。3名の裁判官が同一人物ではない規則に基づいて控訴審裁判所には第一審裁判所、破棄審裁判所には控訴審裁判所の訴訟手続を検証させるため、正当性及び公平性を保証するためである。ある事件を一度審理した裁判官にもし再度同一事件を審理させた場合、三審制を保証できなくなる、又は公平性を保てなくなるかもしれない。なぜなら、元の裁判官が同一の問題を調査及び審理すれば、以前の自身の意見を守ろうとするかもしれない、既に下された判決の確認だけとなるおそれがある。ある事件の審理に参加したことのある裁判官は、審理済みの以前の問題、以前の証拠を検証、審理するからである。このほか、事件の審理を下級審裁判所に差し戻す場合、事例によっては元の裁判官に審理を担当させることを禁止する。なぜなら、その裁判官が訴訟当事者どちらかと親族関係にあったり、親密な関係をもっていたり、又は利害関係にあれば、もう一方の訴訟当事者にとって公平性を保てなくなり、判決を不当なものとしてしまうからである。さらに社会の人々の司法機関に対する信頼を損なうことにもなるからである。

3.8.3. 利用

いずれの審級の裁判所であろうと、ある事件の審理に参加した裁判官が同一事件を審理することは許されない。これは訴訟当事者双方に対して公平性を保つためである。もし裁判官が同一事件の審理に参加するならば、それは既に一度審理済みの証拠を再確認するのみで第一審裁判所における問題の審理と変わらないのである。別途法律又は上の審級の判決により元の裁判官に審理を求められる場合は除く。

3.9. 包括的、徹底的及び客観的な訴訟手続

3.9.1. 定義

1) 包括的な訴訟手続とは、原告が請求、被告が答弁する証拠、第三者の証拠全てが審理されなければならないことである。つまり、裁判官はどの証拠が原告又は被告に有益なものであるか、合理性に基づいて比較、判断・評価を行うため、どの証拠が主な証拠となるか、及びどの証拠が副次的な証拠となるか区別していくのである。他の側面の証拠又はもう一方の当事者の証拠を見ることなく、あ

る一側面のみの証拠をもって検証・審理することは避ける。証拠は両方の側面を取り上げることで争点解決を図る審理の拠り所となり、そうすることで、どの証拠が争点とより関係があり、どの証拠が関係ないか、どの証拠が判決の根拠となり信用できるかものであるか、私たちは分かるようになるのである。

2) 徹底的な訴訟手続とは、事件の事実と関連のある証拠全てを裁判所が収集することである。つまり原告、被告又は第三者が自身の請求、答弁又は反訴の根拠又は助けとするため、裁判所へ徹底的且つ十分に証拠を提出することである。このほか、訴訟当事者又は第三者が裁判所へ提示できない問題は、裁判官が情報・証拠を収集し、証人の尋問を行い、関係部門と連携する。もし必要があれば、証拠を徹底的に収集し、事件の事実を明らかにするため縦横のライン及び他部署に意見を求めなければならない。

3) 客観的な訴訟手続とは、訴訟手続は情報・証拠、法律及び公平性に基づいて行わなければならないことである。つまり、裁判官合議体の判決は憲法及び法律に定義されているとおりに、情報・証拠及び法律に定められている範囲内で執行されなければならない。裁判所の判決の合理性、外部からの干渉、又はえこひいき、又は裁判官の偏見に侵されることなく、情報・証拠及び法律に基づいた正当性及び公平性を有していることを訴訟当事者及び社会が理解できるよう、裁判所は、どの証拠が信用できるかできないか、判決の中で明確に結論付けなければならない。

3.9.2. 理由

1) 包括的な訴訟手続は、裁判官合議体の審決に正当性、公平性を確保し、訴訟当事者の正当な権利及び利益の保護を保証するためにある。もし裁判官合議体がある一側面のみ又は訴訟当事者どちらか一方の証拠のみを審理すれば、片方の問題のみ見て判決を行うことになる。もし裁判官が原告及び被告双方の証拠を審理すれば、事実が見え、事実に基づいて事件に判決を下すことになる。

2) 徹底的な訴訟手続では、事件の争点及び事実に関係する情報・証拠全ては事件を明確にする事実認定に供され、事件の判決に正当性をもたせるためにある。しかしながら、国民の法律意識及び法的知識はまだ高くないことから、裁判官は法律に次のように定められているとおりに必要な事例によっては情報・証拠の搜索及び収集にも参加する。原告又は被告が提示してきた証拠が不十分である場合、裁判官は訴訟当事者にさらに証拠を探し集めるよう助言するか又は紛争の原点（ハークターン）か原告又は被告の提案に基づき証拠を収集する。

3) 客観的な訴訟手続は、訴訟手続が収集した情報・証拠及び法的根拠に則ったものでなければならないことを保証し、判決が訴訟当事者双方に対する正当性及び公平性を確保し、社会に安寧をもたらす、訴訟手続を不当且つ不公平なものにするような利益のために（一方当事者に）肩入れすることを避けるのである。

3.9.3. 利用

裁判所は、事件に関係する情報・証拠の収集が包括的、徹底的及び客観的に行われるようにするため、事実の認定、事件の争点の明確化のため、そして判決の正当性及び公平性を確保するため、法律に規定された諸措置を用いなければならない。裁判所は、訴訟当事者に対し、事件の争い及び裁判所への証拠の提示を行う権利及び義務を告知し、並びに法律を遵守するよう指示しなければならない。事件の証拠収集は基本的に訴訟当事者の義務であり、裁判所に対する請求、答弁に関する証拠の収集にも訴訟当事者が責任を負う。これは法律で「訴訟当事者双方は事件の証拠を収集し提示する義務を有する。原告は、自己の請求の根拠となる事実を裏付けるあらゆる証拠を提示する義務を負う。被告は、自己の答弁又は反訴の根拠となる事実を裏付けるあらゆる証拠を提示する義務を負う」と規定されている。

総括すると、徹底的、包括的及び客観的な訴訟手続とは、訴訟手続の全ての過程で起こり得るものであり、責任が分割され、細かく明確な段階がある。したがって、事件を審理する裁判官は、段階に沿って各規則を利用し、客観的な判決を行う前の情報・証拠の徹底的な収集、それらの包括的調査のために要点を準備し、細かな業務計画を策定するのである。

3.10. 和解

3.10.1. 定義

和解とは、訴訟当事者同士がお互いに交渉、妥協、譲歩及び和解し理解し合えるように促すことである。

和解は民事訴訟手続において非常に重要な手順の 1 つであり、裁判所外での和解も含み、各審級の裁判所の各訴訟手続に利用されるものである。

3.10.2. 理由

和解は、事件解決を迅速化させ、長期化させず、事件を減らし、正義に対する誹謗中傷から脱却し、社会に安寧をもたらす理由の 1 つである。つまり、それは

社会で発生する紛争を解決する権限を有する人民裁判所そのものであり、裁判所は訴訟当事者双方が公平に利益を享受できるようにするのである。和解は訴訟当事者に多面的な利益をもたらすことが可能である。例えば、

- 1) 訴訟当事者双方に利益をもたらす。なぜなら、双方が事件における勝者であり、敗者は存在せず、訴訟当事者同士が憎しみ合わないようにすることができる。
- 2) 情報・証拠の収集、裁判官の争点審理を減らすことができる。
- 3) 社会に安寧及び秩序を作り出すことに寄与する。
- 4) いくつもの段階がある訴訟手続に時間を割かずに訴訟当事者が和解することができ、且つ係争中の財産を家計の発展に使うことができ、さらには訴訟手続にかかる費用を節約することができる。

和解は、訴訟当事者自身の決心により妥協し和解することである。和解は原告及び被告自身の決断である。したがって、訴訟当事者の決断は尊重されなければならない。なぜなら、訴訟当事者は、自身の個人的所有権に対して決定を下す権利を有するからである。それは裁判官合議体が国家の権限において下した判決により訴訟当事者に強制的に従わせる裁判所の判決とは異なるものである。裁判所の判決は訴訟当事者の権益を侵さざるを得ず、要するに当事者のどちらかが敗訴しもう一方は勝訴するため、訴訟当事者双方が勝者となる和解とは異なるものである。

3.10.3. 利用

和解は、民事訴訟手続の特別な手順である。なぜなら、上記手順は紛争が発生した時から訴訟手続の全ての過程で起こり得るもので、訴訟当事者は当事者同士で和解することが可能である。もし、当事者同士で和解できない場合は、関係機関に和解を持ち込むことも可能である。例えば、村の調停委員会、経済紛争解決センター、労働組織など裁判所外の調停和解機関がそれにあたる。訴訟当事者が裁判所に紛争又は事件に関する訴状を提出した時、裁判所は、当事者が裁判所に訴状を提出した日から公判での口頭弁論の終了時までの間の裁判の各手順の中で和解を行うことができる。このほか、裁判所が判決を下した後、訴訟当事者は、判決の執行期間中に和解を行うことができる。

しかし、裁判所における訴訟当事者同士の合意は、事件及び裁判所において、次の効力及び影響を訴訟当事者に対して有する。

- 1) 裁判所は裁判所の確定した決定又は判決と同様に、和解記録を実行するよう事件の当事者に命令する。
- 2) 原告は、和解によって合意がなされ、且つ（裁判所より）実行命令が出ている事件について再度請求を出す権利を有さない。
- 3) 裁判所は、訴訟当事者が和解によって和解し且つ執行命令が出ている事件は受け入れ審理する権限は有さない。つまり、事件の審理は裁判所が訴訟当事者に調停記録に基づいて執行命令を出した日に終了する。

もし訴訟当事者が和解に同意できないならば、民事事件は情報・証拠及び法律規則に基づいて裁判所が審理を行わなければならない。現在、裁判所は法律に対しては正確であるが、事実にはそぐわないと社会の人々は理解している。これはラオス国民の一部がまだ伝統的慣習に従っているためである。例えば、財産譲渡、契約文書を伴わず且つ法律の規則に基づく登録を行わない貸借などである。

3.11. 回避又は忌避申立

3.11.1. 定義

回避とは、裁判官、裁判所書記官、人民検察院職員、専門職員又は通訳が訴訟手続に参加しないことである。

忌避とは、裁判官、裁判所書記官、人民検察院職員、専門職員又は通訳が訴訟当事者と親族・友人にあたる場合、又は訴訟当事者と係争中であるか利害関係にある場合、訴訟当事者が彼らを手続に参加させない申し立てのことである。

3.11.2. 理由

回避及び忌避申立の理由は主に次のものがある。

- 1) 事件の審決に透明性、正当性及び公平性を保つため
- 2) 事件の当事者、参加者、国民が裁判官合議体の審理・判決を信頼できるようにするため

裁判官、人民検察院職員、鑑定人又は通訳人が訴訟当事者どちらかと親族・友人であってはならないこと、また、係争中、利害関係にあってはならないことから、彼らは訴訟手続を回避しなければならない。もし回避しなければ、訴訟手続は事実及び法律に対して不当なものとなる。なぜならそれは、徹底的、包括的、

客観的でなく、どちらかに肩入れすることになるためである。また、不公平な誤った判決を招くものでもある。さらには、上記の問題により、社会の人々が裁判所の審理・判決を尊重しなくなるおそれがある。

3.11.3. 利用

回避は、裁判官、裁判所書記官、人民検察院職員、鑑定人又は通訳人等の訴訟手続を担当する者の義務である。訴訟当事者のどちらかと親族・友人である、利害関係がある、又は係争中であるなら、訴訟手続を自ら回避するか、訴訟当事者又は人民検察院職員の忌避申立に従い回避しなければならない。

忌避申立は訴訟当事者の権利又は人民検察院職員の責務である。訴訟手続の担当者が事件と関係がある場合であって、それは例えば、訴訟当事者どちらか一方と親族、友人であるか、利害関係があるか、係争中である場合である。

そのような関係のある裁判官、裁判所書記官、人民検察院職員、鑑定人又は通訳は、訴訟手続を回避しなければならない。もし回避しない場合、訴訟当事者又は人民検察院職員は、当人を訴訟手続に参加させないように忌避を申し立てる権利を有する。

3.12. 請求又は申し立ての審理範囲

3.12.1. 定義

請求又は申し立ての審理範囲とは、原告、被告及び第三者の請求又は申し立てに対して行われる裁判官合議体の審理範囲のことである。原告、被告又は第三者が請求、反訴又は申し立てをしていない事項について、裁判官合議体は、国家、社会及び少年の権益に関わる事件である場合を除き、審理し、判決することができない。

3.12.2. 理由

請求又は申し立てを審理する理由は次のとおりである。

- 1) 請求又は申し立ては訴訟当事者に属するもので、当事者がその請求及び申し立ての目的を決める。裁判所はその請求又は申し立てを審理するのみであり、訴訟当事者が請求又は申し立てをしない問題に関しては、裁判所は審理する権利をもたないのである。
- 2) もし訴訟当事者の請求又は申し立てが国家、社会及び少年の権益を侵害する

事件である場合、訴訟当事者が請求又は申し立てを行っていないとしても、その解決のために審理しなければならない。

3.12.3. 利用

訴訟当事者の請求又は申し立ての審理範囲の原則は、裁判所に対し質問することである。そして裁判所は出された質問に対し合理性をもって回答を出さなければならない。反対に、もし質問がなければ回答をしなくても良い。したがって、この原則は次のように審理範囲を規定する。

- 1) 裁判所は、裁判所に審理・解決を提起された問題がいくつあるか、もう一方の当事者の返答にどのような矛盾があるか、又は一致が見られるか、訴訟当事者の請求、申し立て又は反訴をまとめなければならない。裁判所が審理し解決しなければならない問題がいくつあるか要点としてまとめるためである（裁判所にどの問題を解決させる必要があるかという訴訟当事者の目的をまとめなければならない）。
- 2) 裁判所は、請求、申し立て又は反訴の中に存在する全ての問題をまとめ、情報・証拠に法律を加味した上での意見によって各問題を一つひとつ審理しなければならない。訴訟当事者が提示した各事項のどれがなぜ合理性を有し、又はなぜ合理性がないのか、当事者自身に理解させるためである。したがって、裁判所の決定又は判決は訴訟当事者からの各提示事項に詳細な評価を下し、回答されるものでなければならない。

第3章

民事訴訟手続の参加者

1. 民事訴訟手続の参加者の定義

民事訴訟手続の参加者とは、民事的関係を有するか事件に関係を有する者のことである。民事訴訟手続には多くの者が参加する。例えば、訴訟当事者、第三者、証人、鑑定人、通訳人及び弁護士又は後見人などである³。

このほか、上述の参加者以外に、民事訴訟手続には政府、大衆組織又は企業に訴訟当事者が所属している場合、その組織が意見陳述、事件に関する詳細な説明のために公判における訴訟手続に参加することもある。

2. 民事訴訟手続の参加者の重要性

民事訴訟手続の参加者は次の主要要素及び重要性を有する。

- 1) 訴訟当事者、第三者、弁護士又は後見人は、裁判所に事件を審理させる根拠となり、且つ裁判所に対し証拠を収集し提示するため、請求、答弁を提出する役割及び責任を負う。
- 2) 証人、鑑定人及び通訳人は、訴訟手続において判決が正当性及び公平性を保証するよう、事件の事実を説明し、徹底的、包括的及び客観的に事件の事実を明確にする役割及び責任を担う。

反対に、民事訴訟手続において、上記参加者を欠く場合、裁判所の訴訟手続は情報・証拠又は裁判所が信頼できる確認事項を欠くこととなり、困難なものとなる。また、それは間違った、又は事実と合致しない決定を招く原因となる。

3. 民事訴訟手続の参加者

民事訴訟手続の参加者は2通りに分けられる。事件において利益を有する参加者及び利益を有さない参加者である。

- 1) 利益を有する参加者とは、裁判所の審決により利益を受ける参加者のことであり、原告、被告及び第三者がこれにあたる。代理人である弁護士又は後見人も同様に利益を有する参加者とみなす。なぜなら、彼らの参加は原告、被告及び第

³ 民事訴訟法 2012 年改正版第 69 条

三者の代理として行われるためである。

2) 利益を有さない参加者とは、裁判所の審決により利益を受けない参加者のことであり、証人、鑑定人、通訳人がこれにあたる。彼らの参加は、裁判所に対する事件の事実の確認、説明のためであり、彼らは規則に基づいて報酬を受け取る権利を有するのである。

3.1. 民事事件の当事者

3.1.1. 定義

民事事件の当事者とは、裁判所に対し請求及び答弁又は反訴を行い、事件解決のために裁判所による審理を求める紛争当事者のことであり、原告及び被告と呼ぶ。

原告とは、自身の権利又は利益が侵害されたとして裁判所に訴えた、又は何らかの問題について抗弁し、又は裁判所にその審査を要請した個人、組織又は企業をいう。

被告とは、権利の侵害又は権利をめぐる紛争について訴えを提起された個人、組織又は企業をいう⁴。

3.1.2. 民事事件の訴訟当事者になるための条件

民事事件の訴訟当事者になるための条件は次のとおりである。

- 1) 18 歳以上であり、且つ知的障害、精神障害がない者でなければならない。
- 2) 18 歳未満、又は知的障害、精神障害者の場合、その親又は保護者が共に訴訟の当事者にならないといけない。
- 3) 訴訟手続に自ら参加する必要がある者は、他人に権限を委譲し代理人として参加させることができ、上記の代理人が訴訟当事者となる。
- 4) 法人が訴訟当事者になる場合、その法人はラオス人民民主共和国の法律、又は関係国の法律に従って法人登録し、且つ国家間の訴訟手続に従わなければならない。

⁴ 民事訴訟法 2012 年改正版第 70 条

らない⁵。

3.1.3. 民事訴訟当事者の権利及び義務

民事訴訟手続において原告及び被告の有する権利及び義務は次のとおりである。

- ・自身の権利及び利益が侵害された、又は他人によって抗議された時に、裁判所に対して請求、申し立てを行う権利。請求の全部又は一部の変更、追加又は取り下げの権利も含む。

- ・自身が個人又は組織より提訴された際に、裁判所に対して答弁、反訴を提出する権利。原告の請求の全部又は一部について認諾又は否定又は取り下げする権利を含む。

- ・裁判官、人民検察院職員、裁判所書記官、鑑定人及び通訳人が事件と関係があるか又は（訴訟当事者と）利害関係にある場合、彼らに対し忌避を申し立てる権利

- ・何かしらの問題が明らかでなく、疑義がある時に請求を確認するために証拠を捜索・収集し提示する権利、事件の事実を明確にするために答弁又は反訴する権利、訴状に含まれる書証を検証する権利、訴訟手続に参加する個人に対して尋問を行う権利

- ・和解を要請する権利、捜査に参観する権利

- ・資産の押収、差押え、移動範囲の制限、勾引、精神障害者に対する措置の適用及びその他の措置を裁判官合議体が命令するよう検討を要請する権利

- ・自身が公判に参加することができない場合、裁判所に対して欠席裁判を要請する権利、法律に規定された条件に従って被告の欠席裁判を要請する権利、又は訴訟手続の停止又は延期を要請する権利

- ・法廷で証言する権利、訴訟当事者本人が自身で裁判所に提示できない場合に裁判所に情報・証拠の収集を要請する権利、証人の尋問を要請する権利、鑑定人の選任の要請及び再鑑定の要請を行う権利、争いのある点及びその他の問題点について調査することを要請する権利

⁵ 民事訴訟法 2012 年改正版第 71 条

- ・裁判所に対し、第三者又は弁護士又は後見人を訴訟手続に参加させることを要請する権利

- ・本法に定められる裁判所の決定を除き、裁判所の指示、命令、決定又は判決に対する控訴、破棄を申し立てる権利、裁判所の確定した判決の執行を要請する権利

- ・誤りであると確信される裁判官の行動又は指示に対し異議を申し立てる権利

- ・訴訟当事者はこのほかに定められた規定又は裁判官合議体の助言に従った上での権利及び役割を有する。

法律が原告及び被告に平等な権利を与えるのは、国民の権利、自由を保証するためであり、訴訟当事者の活動は法律によって保証される。個人及び組織の権利、利益及び自由が保護することはすなわち訴訟で闘うことである。このほか、人権面における保証ともなる。

訴訟当事者は、権利及び役割以外に、訴訟手続において次の義務を有する。

- ・裁判所の召喚に従い、自ら又は代理人を介して裁判所に出頭する義務

- ・自らの請求、答弁、反訴又は申し立ての根拠となった事実を証明するための証拠を捜索・収集する義務

- ・裁判官合議体に情報・証拠を提示し、事件を明らかにするため事件の審理に参加し、裁判所の指示並びに法廷の規則に従う義務

- ・訴訟手続において、自身の権利を虚偽りなく行使する義務、実際に発生した事件の事実に関する情報・証拠を虚偽りなく報告する義務

- ・裁判所の算定に基づき、訴訟手続に関する予納金及び裁判費用を納付し、及び裁判所の判決に基づき政府に納税する義務

- ・裁判所の確定した判決に従う義務

- ・法律に定められるその他の義務を履行する義務

3.2. 民事事件の第三者

3.2.1. 定義

第三者とは裁判所による審理の対象となっている事件に関する自身の権利及び利益を保護することを目的として訴訟事件に関与する個人、組織又は企業をいう。

第三者は、訴訟事件における直接の原告又は被告ではなく、原告側又は被告側として訴訟手続に参加する。

3.2.2. 条件

第三者の身分として訴訟手続に参加する者は次の条件を有していなければならない。

自ら訴えを提起する第三者は次の条件を有していなければならない。

- ・裁判所による審理の対象となっている事件に関する利益又は得るものがあるか、裁判所の判決又は紛争によって財産を失う個人、組織又は企業（裁判所による審理対象となっている事件が上記の人物の権利及び利益と関連する又は侵害する場合）

- ・上記の人物は裁判所が上記請求を審査するために裁判所に訴訟を提起しなければならない。

例：X は共有財産である土地の分与に関連して Y との離婚訴訟を提起した。しかし、上記土地の所有権は Y の父である Z にある。Z は上記の訴訟において裁判所に対して第三者の身分として訴訟手続に参加するため訴訟を提起することができる。

自身で訴訟を提起しない第三者は次の条件を有する。

- ・自身で訴訟を提起できない事件において利益を得る権利を有する人物、組織又は企業

- ・訴訟当事者、人民検察院又は裁判所によって原告側又は被告側の第三者として訴訟手続に参加することを要請される人物

例：X は Y に対し遺産請求の訴訟を提起した。訴訟の過程で、X 及び Y には、Z という弟がいるのが分かった。そこで訴訟当事者又は裁判所は Z を（原告の）X 側又は（被告の）Y 側として訴訟手続に参加させる。

このほか、復職に関する訴訟事件における第三者は次の条件を有していな

ればならない。

- ・組織、企業に対して復職を請求する被用者、工員又は労働者
- ・被用者、工員又は労働者に解雇又は異動を命じた者であること
- ・裁判所のみが被用者、工員又は労働者に解雇又は異動を命じた者を第三者として訴訟に参加させることを決定できる。

例：社長の X が一部の工員に対し解雇又は異動を命じたため、工員は縫製工場 A に復職するために提訴した。裁判所の訴訟手続に際して、裁判所は工員を原告、縫製工場 A を被告、そして X を被告側の第三者として訴訟に参加させる。

3.2.3. 第三者の権利と義務

自ら提訴した第三者は第一審に参加することができる。しかしながら、参加することができない又は上記の訴訟手続について知らなければ、当該第三者は異議又は再審を申し立てる権利を有する。

自ら提訴した第三者は上述の 3.1 の説明にあるように原告同様の権利及び義務を有する。

自ら提訴していなかった第三者は以下の権利及び義務を有する。

- ・事件の事実に対して証言・説明するため、又は事件の審理・判決を承知するため原告側又は被告側として訴訟手続に参加すること
- ・請求目的の変更、請求金額の引き上げ若しくは引き下げ、請求の取り下げ、請求の認諾又は和解、及び確定判決の執行を催促する権利を除き、訴訟当事者と同一の権利を行使し、同一の義務を負うこと

このほか、第三者は以下の義務を有する。

- ・訴訟当事者、人民検察院の長官の申し立て又は裁判所の要請に応じて訴訟手続に参加する義務
- ・裁判所の召喚、要請に応じて裁判所に対して証言する又は出頭する義務
- ・訴訟手続において、自身の権利を嘘偽りなく行使する義務

3.3. 代理人

3.3.1. 定義

訴訟手続における代理人とは、訴訟手続において訴訟当事者の権利及び任務を代理して行う者をいう。原告、被告又は第三者が自身で訴訟手続において議論を行う能力がない、法律を熟知していない、仕事で多忙など、その他の理由で訴訟手続に参加できない時に代理人を置く。

訴訟手続における代理人には2種類あり、法定代理人及び委任代理人がある。

3.3.2. 条件

訴訟手続において法廷代理人となる者は次の条件を有していなければならない。

- ・父、母若しくは保護者又は18歳未満の少年、心神喪失者、精神障害者の権利及び利益を保護する代理人
- ・他人に侵害又は抗議された場合、失踪者の権利・利益を保護するため裁判所により失踪宣告された者の財産の保護及び管理に選任された保護者
- ・死亡した、又は裁判所により死亡が宣告された者から相続された相続人の相続財産の保護及び管理に選任された保護者は、相続財産を受領していない相続人の権益を保護する代理人である。
- ・他人に侵害又は抗議された場合、夫又は妻は、その夫婦の共有財産及び債務について、相互の代理人である
- ・他人の資産を正当に占有する者も、資産所有者がいない場合又は保護できない場合、資産所有者の権益を保護するため法定代理人とみなされる。

任意代理人は次の条件を有していなければならない。

- ・弁護士は裁判所での訴訟手続において当事者の代理人となる。
- ・訴訟手続において、自身の所属する組織又は企業の権益を保護するため代理人として指名されている組織又は企業の被用者又は工員
- ・訴訟手続において原告又は被告の権利及び利益を守るために委任された原告、被告又は第三者の親族
- ・訴訟手続において権益の保護者として同一の訴訟当事者側から委任された者。

同一の訴訟当事者側から委任された者

・原告又は被告が何かしらの理由（例：ろうあ者、精神障害者として疑われているが、裁判所の判決がないなど）から訴訟手続に参加できない場合に、関連訴訟事件について裁判所により任命された者

代理人となる弁護士については、合法の弁護士カードを有していなければならない。また、次の条件も満たしていなければならない。

- 1) ラオス国籍をもち、また年齢が 23 歳以上であること
- 2) 良き態度、潔白な精神、また、国民、新体制及び人民の正当な権利と利益への誠実さ及び倫理心をもつこと
- 3) 法学学士以上の学歴をもつこと
- 4) 弁護士としての職業研修を受講していること
- 5) 弁護士職業実習を経ていること、又は法律関連の一定の業務経験をもつこと
- 6) 弁護士試験に合格していること
- 7) 公職を懲戒免職になっていないこと。又は故意の犯罪により自由剥奪刑の判決を受けていないこと
- 8) 現職の公務員、軍人又は警察官でないこと
- 9) 健康であること

裁判所での訴訟手続において代理人となることが許されない者は次のとおりである。

- ・訴訟当事者からの正当な委任状を有さない者
- ・訴訟当事者から選任されていない弁護士
- ・年齢が 18 歳に満たない者、ろうあ者、精神障害者
- ・2012 年版改正民事訴訟法、第 54 条及び第 61 条に定められる訴訟手続の責任者（例：裁判官、裁判官補、人民検察院職員及びその他の訴訟手続の責任者）

任意代理人は、委任契約に定められる訴訟に関する権利及び任務を達成し、又

は訴訟当事者がその委任契約を解除した場合において、任務が終了する。訴訟当事者は、法廷での訴訟代理人の解除について、書面により裁判所に通知しなければならない。

3.3.3. 任意代理人の権利及び義務

任意代理人は本書の 3.1 に定められる訴訟当事者の権利及び義務と同一の権利及び義務を有する。その他、弁護士又はその他後見人である任意代理人は次の権利及び義務を有する。

- ・事件の事実を理解するために、事件に関連する情報・証拠の搜索のため訴訟当事者と相談すること
- ・請求、要請又は訴えの答弁、反訴を提起する権利
- ・事件を担当する裁判官に対し、事件に関わる証拠を提示する権利、商業秘密又はその他の秘密情報について、秘密を保持することを前提に書証を検証する権利、必要な書証を複製する権利又は必要な情報を記録する権利、誤りであると確信される裁判官の行動又は指示に異議を申し立てる権利
- ・審理手続に参加し、法廷にて意見を陳述する権利、訴訟手続中及び公判開始時に裁判官、人民検察官、裁判所書記官、鑑定人又は通訳人の忌避を申し立てる権利
- ・本法に定められる裁判所の決定を除き、第一審での指示、命令、決定又は判決に対する控訴、破棄審を申し立てる権利
- ・法律及び規制に基づき、自身の証言に起因する自身の生命、健康、尊厳、名誉又は資産に対する脅迫から保護される権利
- ・弁護士又はその他後見人は、法律の定め又は委任によりその他の権利及び任務を有する。

このほか、弁護士又はその他後見人は以下の義務も有する。

- ・自身が保護する対象である訴訟当事者の正当な権利及び利益を保証することを目的として、法律に定められるあらゆる措置を講じる義務
- ・自身が保護する対象である訴訟当事者に対して法的支援を行う義務

・公平な訴訟手続を保証することを目的として、倫理規定に準拠し、証拠搜索に協力する義務

弁護士又は後見人は、弁護士法の定めにより、多くの権利及び義務を有する。弁護士による法律面の相談業務とは、当事者に対し、法律面での意見、助言、説明を口頭でないし文書で与えること、また契約書、遺言書やその他の書類の草案作成において当事者を支援することである。同一事件の原告と被告双方の弁護をすること、また、自身の代わりに別の弁護士に弁護を引き継ぐことも可能である。ただし、関連する訴訟当事者から文書での承諾を得なければならない。訴訟当事者自身も元の弁護士から新しい弁護士に弁護を引き継いでもらう権利を有する。ただし、元の弁護士にその旨を通知し、且つそれまでの弁護業務に対する報酬を支払わなければならない。

もし弁護士が訴訟当事者の弁護をすることに同意したら、終了まで弁護業務を遂行し、法的支援（例：請求、要請、又は訴えの答弁、反訴の提起）を行わなければならない。弁護において、弁護士は法律の定め及び訴訟当事者の委任により自身の権利及び任務を行使しなければならない。もし、弁護士が法律違反を犯した又は委任されたこと以上のことをした場合、当人は発生した損害の全てに対して責任を負わねばならない。弁護において、弁護士は事件を明らか且つ徹底的に議論するため、口頭又は文書にて意見、説明、証拠、訴状及びその他を提出する権利を有する。

弁護士は法廷での審理手続に参加する権利を有する。法廷での審理が終了した後、裁判所が判決を下す前に弁護士は意見を述べる権利を有する。裁判所の指示、命令、決定、又は判決に対し控訴、破棄を申し立てる場合、弁護士はその旨を文書にし、そこにその理由その他を明確に述べなければならない。

弁護士は、弁護又は訴訟当事者への支援において、法律規則によって、生命・健康・自由・名声・自身ないし家族の財産への復讐、脅迫から保護される。

総括すると、原告又は被告がある人物を自身の代理人としなければならない場合、原告又は被告は委任状を作成し、代理権を与えられる人物に託さなければならない。債務者に何かしら返還請求を行うためである。したがって、全ての行為又は活動、権利及び義務は委任された者の責任となり、完全な代理人となる。

例：家屋からの立ち退き催促に関する事件

X は家屋の持ち主であり、同家屋を 6 カ月間 Y に賃貸している。4 カ月が経過

し、Yは外国留学の奨学金を得たことにより引っ越すこととなった。その後、Yの妻の弟であるZが法律学校入学の奨学金試験に合格したことから、上述の家屋に入居してきた。賃貸契約はあと2カ月で契約満了となる。家屋の持ち主であるXは、Zを、賃貸契約を結んだYの代理人として、裁判所に対し家屋からの立ち退きを提訴する。

例：委任状サンプル

ラオス人民民主共和国

平和 独立 民主 統一 繁栄

委任状

私、男性／女性 名_____姓_____、年齢_____歳、国籍_____、職業_____、現住所：村名_____グループ_____郡名_____県名／首都_____は、原告／被告の身分として次の者に委任します。

男性／女性名_____姓_____、年齢_____歳、国籍_____、職業_____、現住所：村名_____グループ_____郡名_____県名／首都_____は、（依頼人である）「私」の代理人となり、以下の訴訟手続に参加致します。

よってその証拠に本委任状を作成致しました。

_____にて、日付：2014年__月__日

受任者

委任者

公証役場の認証

村の行政当局

3.4. 訴訟承継

3.4.1. 定義

訴訟承継は、訴訟手続の期間中に訴訟当事者が死亡した場合、訴訟当事者としての法人が解散した又は破産した場合、その他の場合に原告、被告又は第三者に代わり訴訟手続を行うことである。訴訟手続を継続させ、国民の正当な権利及び利益の保護を保証するためである。

3.4.2. 条件

訴訟承継は次の条件により発生する⁶。

- ・ 訴訟手続期間中、原告、被告又は第三者が死亡した場合。ただし、親権、子権の取消請求など、代行することができない固有の権利に関する請求の場合を除く。
- ・ 原告、被告又は第三者が法人であり、その法人が解散している、又は破産している場合
- ・ 原告又は被告が、自身の権利又は義務について、契約内外債務法⁷に従い自身の代理として履行するよう当該権利若しくは義務を他の者に譲渡している場合
- ・ 原告、被告又は第三者に承継人がいる場合
- ・ 承継人を代理人とする裁判所の意見に基づき、裁判所に対して承継人又は受任者からの書面による提案がなされ、訴訟当事者、第三者の死亡、解散又は破産に関する証明書類が同時に提出された場合
- ・ 裁判官合議体より裁判所書記官に事件簿内の訴訟当事者の変更命令があった場合

訴訟承継は、訴訟手続のあらゆる段階において発生し得るものである。訴訟当事

⁶ 民事訴訟法 2012 年改正版第 78 条

⁷ 契約内外債務法 2008 年改正版第 31 条第 4 項に「債務者は、新債務者に、自己に代わって履行する義務を譲渡する権利を有する。ただし、債権者による合意を得なければならない」と定められている。

者の権利、義務及びあらゆる行為は、訴訟当事者の承継人を拘束するものである。

3.4.3. 訴訟承継者の権利及び義務

訴訟承継者は、事件における原告又は被告である。そのため、元の訴訟当事者同様の権利及び義務を有する。

いずれかの当事者が死亡、又は当事者としての法人が解散若しくは破産した場合、他人に代行を委任した場合、承継者又は受任者は、申込書を作成し、事件が発生した場所の裁判所に提出しなければならない。

3.5. 証人

3.5.1. 定義

証人とは、紛争における実際の出来事又は、事件に関する状況を見ている者をいう。又は言い方を変えれば、証人とは、当人が目撃した情報を提供する、情報源を述べる、又は利益を望むことなく発生した事件に関する出来事を通知することで訴訟手続に参加する者である。

3.5.2. 条件

証人となるものは次の条件を有していなければならない。

- ・ 18 歳以上であり、精神障害者でなく、いずれかの訴訟当事者の近親者でないこと
- ・ 契約、遺言書などに関する法的証言者として訴訟手続に参加する者
- ・ 紛争又は事件に直接関連する出来事を目撃している者であること
- ・ 事件の状況、出来事に関して他人の話を聞いたことにより知った者であること
- ・ 現在審理中の事件に関して利害関係をもたない者

ろうあ者、知的障害者、精神障害者、18 歳未満の少年、いずれかの訴訟当事者の近親者は、裁判所に対して証言することができるが、その証言は情報として扱われるのみで証拠とはみなされない。なぜなら上記の者は証人とみなされないからである。

3.5.3. 証人の権利及び義務

裁判所に召喚され出頭する全ての証人は、事実に基づいて正確に証言しなければならない。証人が病気、高齢者、身体障害者、又は正当な理由により召喚に従い裁判所に出頭することができない場合、裁判所は、証人の証言を承認の自宅で聴取することができる。証人が遠隔地（地方など）にいる場合、訴訟手続の管轄権を有する裁判所は、証人が居住する場所の人民裁判所に取り調べの要点を通知し、証言の聴取を付託することもできる。取り調べの要点に基づく証拠である書面による証言記録は、取り調べの要点を通知した裁判所に送付されなければならない。

証人が召喚されたにもかかわらず3回にわたり理由なく裁判所に出頭しない場合、連行されるか、又は人民検察院による起訴により裁判所の指示の不履行という罪状の刑事罰を受けることとなる。

証人は以下の権利を有する。

- ・自身が知り、目撃した問題を説明するために、裁判所に対して証言する権利
- ・自身が行った証言の記録を検証する権利、自身が行った証言の記録を修正、追加する権利又は署名前に正確性のために追加証言を行う権利
- ・裁判所に対して証言を行ったことに関し、規則に基づいて報酬を受け取る権利
- ・法律及び規制に基づき、自身の証言に起因する自身の生命、健康、尊厳、名誉又は資産に対する脅迫から保護される権利

証人は以下の義務を負う。

- ・裁判所の召喚に従って出頭する義務
- ・自身が知り、目撃したもの及び事実に基づいて正確に証言する義務
- ・法律に基づいて、虚偽の証言又は証言拒否について責任を負う義務、証人が病気、高齢者、身体障害者、又は正当な理由により召喚に従い裁判所に出頭することができない場合、証人の居住地にて裁判所に証言を聴取される義務

3.6. 鑑定人

3.6.1. 定義

鑑定人とは、特定の分野に関して知識及び経験を有し、管轄機関から認められ

ている者であり、自身⁸の専門分野に関する争点を明確化することができる者という。要するに、鑑定人とは、科学的、技術的及び何かしらの専門性のある知識及び経験を有しており、裁判所から正式に選任された人物のことである。鑑定人は事件の証人ではない。

鑑定人の訴訟手続への関与は 2 通りの形がある。選任に基づく鑑定及び裁判所の提案に基づく鑑定である。

3.6.2. 条件

裁判所が鑑定人を選任しなければならない訴訟手続は次の条件を有する。

- ・裁判所に鑑定人として選任される者は、特定の専門分野の知識及び経験を有し、争点を明確化することができなければならない。
- ・明確でない争点は、科学的、技術的、商業的、経理的、遺伝的及びその他科学的な問題でなければならない。
- ・訴訟当事者の裁判所に対して要請がなければならない。
- ・文書による裁判官合議体の選任指示がなければならない。

裁判所が鑑定人に鑑定を依頼する事項は次の条件を有する。

- ・関連のある専門性のある組織（例：技術警察局）
- ・明確でない、疑義、重複、矛盾がある問題（例：文字、署名、印章、物品、場所又はその他技術的問題）
- ・訴訟当事者の要請、請求があること
- ・裁判所より関連部署へ申請書が出されていること

3.6.3. 鑑定人の権利及び義務

鑑定人は自身の意見及び観点到責任をもたなければならない。鑑定は複数の鑑定人によって行われるか、又は複数回行われることがある。もし鑑定の結果がまだ明確化できていないか、又は鑑定結果の追加、変更が必要と裁判所が判断した場合、裁判所は鑑定人に再鑑定を指示する権利を有する。再鑑定は前回の鑑定

⁸ 民事訴訟法 2012 年改正版第 82 条

より多数の鑑定人で行わなければならない。それは、出された鑑定結果が正確且つ完全で、裁判所が証拠として認めることができるよう鑑定人同士で評価し合い、鑑定結果を保証できるようにするためである。このほか、裁判所の指示に従って鑑定を行った鑑定人は、毎回の鑑定結果に関する秘密を保持しなければならない。

例：裁判所は、文書偽造の疑いのある事件に関するある人物の署名を鑑定するため、関連部門へ書類を送付した。この場合、上述の関連部門の専門職員は、自らの専門性に基づいて鑑定人として鑑定を行わなければならない。鑑定人は、例として、鑑定結果に関する秘密を保持する倫理観をもち、指定された期間内に記録書を作成し裁判所へ提出しなければならない。

鑑定人は以下の権利を有する。

- ・鑑定を正確且つ明確に行うために、追加の証拠情報を要請する権利
- ・裁判所の指示又は提案に基づき、証拠の鑑定に関わる報酬及び費用を受け取る権利
- ・鑑定結果について裁判所に説明する権利
- ・鑑定に関する新たな情報がある場合において、鑑定結果の追加及び変更を行う権利
- ・法律に基づき、証拠の鑑定に関わる、及び鑑定を行う際に受ける生命、健康、尊厳、名誉及び財産に対する脅迫から保護される権利

鑑定人は以下の義務を負う。

- ・専門知識に基づき、正確に鑑定し、意見を述べる義務
- ・裁判所の指示又は要請に定められる期間内に鑑定結果報告書を提出する義務
- ・裁判所の召喚に従って、裁判所に出頭し、説明する義務
- ・自身の鑑定について責任を負う義務
- ・裁判所の指示又は要請に従い、鑑定結果について秘密を保持する義務

法律が鑑定人の権利及び義務を定めていても、もし訴訟当事者が収集し裁判所に提示してきた情報・証拠が不足又は不明瞭である場合、又は紛失してしまっ

た場合、真実性を確認するための搜索及び鑑定が困難なものとなる。したがって、鑑定人は、訴訟当事者により鑑定のために持ち込まれた情報・証拠又は文書の内容をとりわけ慎重に扱わなければならない。

3.7. 通訳人

3.7.1. 定義

通訳人とは、ある言語を話し、聞き、読み、書き、または流ちょうに通訳する経験を有し、ラオス語への通訳及び訴訟手続の参加者同士及び手続の責任者らの間でのコミュニケーションや会話を助け、事件の事実に関する理解を共有させる法律専門用語又はその他の単語に精通している者をいう。

3.7.2. 条件

訴訟手続に通訳人が参加する条件は次のとおりである。

- ・通訳は、ある言語を話し、聞き、読み、書き、及び話された内容又は文書の内容どおりに詳細、明確且つ正確にラオスに通訳できること
- ・原告、被告又は証人がラオス語を話す、読む、書く、又は理解することができない、若しくは深く理解していないこと
- ・通訳人を必要とする要請が裁判所に出されているか、又は裁判所自身の意見があること
- ・裁判所から文書による通訳の選任が行われること

3.7.3. 通訳人の権利及び義務

法律に従い正式に訴訟手続における通訳人に任命される通訳人は、次の権利を有する。

- ・正確に通訳する準備のため、事件に関する情報を受け取り、それを理解するための検討を行う権利
- ・規則又は合意に基づき、通訳料を受け取る権利
- ・法律に基づき、訴訟手続における通訳について、生命、健康、尊厳、名誉及び財産に対する脅迫から保護される権利

通訳人は以下の義務を負う。

- ・口頭陳述、訴訟当事者の証言内容及び訴訟事件簿を構成する書類の内容に基づいて、正確に通訳する義務
- ・裁判所の選任に基づき、裁判所の指定の日時、指定の場所へ通訳のために出頭する義務
- ・自身の誤訳について責任を取る義務
- ・裁判所の指示に従い自身が通訳した問題に対する事件の秘密を保持する義務

実際、通訳人は事件と関連性がない人物であるか又は訴訟当事者との利害関係がない人物である。当人は通訳を職業とし、通訳業に精通し経験があることから、訴訟手続参加のために選任されるのである。そして事実には正確な通訳を行わなければならない。もし何かしらの目的のために意図的に誤訳が行われた場合、その通訳人は法的責任を負うこととなる。

4. 人民検察官の訴訟手続への参加

人民検察院の長官、検察官は、民事事件において、裁判所での法律の実施について監査及び調査を行うことを目的として参加し、また、法律に定められているとおり、国家、社会又は行為無能力者である精神障害者、保護者をもたない 18 歳未満の少年などの利益を保護することを目的として民事事件の原告として参加する⁹。

人民検察院職員は、包括的、徹底的、客観的、正確且つ公平な訴訟手続を保証することを目的として、裁判所での法律の実施について監査及び調査を行うために民事事件に参加する権利を有する。

人民検察院職員は以下の訴訟手続に参加する。

- 1) 何かしらの行為が国家又は社会の利益に影響を及ぼす場合において、関連する政府部門又は組織又は企業も訴えを提起していない時には原告として民事訴訟手続に参加する。
- 2) 訴訟手続が包括的、徹底的、客観的、正確且つ公平に行われるように、監督・

⁹ 民事訴訟法 2012 年改正版第 62 条

調査を行う目的で民事訴訟手続に参加する。

注意すべき点：2012 年改正版民事訴訟法の第 61 条から第 68 条までの規定によると、民事訴訟手続において人民検察官は原告としての参加となり、訴訟手続の参加者とはならない。（しかしながら、実際は）法廷における法律の執行者及び民事訴訟手続を監査及び調査する。そして、事件簿内の情報・証拠を調査し、また不詳細且つ不明確な問題について裁判所に再確認を要請する権利を有する。このほか、人民検察官は、法律の実施を監査及び調査するため、及び公判にて公表するため、公判参加者に尋問する権利も有する。さらには、裁判所の判決が違法である、又は誤った法律の条項を適用していると判断する場合に、裁判所の決定又は判決に不服を申し立てる権利も有する。

第4章

予納金及び裁判費用

1. 予納金

1.1. 定義

予納金とは、訴訟当事者又は第三者が、訴訟手続¹⁰の便宜を図るために訴訟又は控訴の提起の際に裁判所に納付する金銭のことをいう。第一審及び控訴審において、第一審の判決に不服がある原告、被告又は第三者が控訴審での訴訟手続に関わる費用とするため、控訴審裁判所に予納金を納付する。第一審において、原告が訴状を提出した時に裁判所へ納付した予納金は、第一審での訴訟手続の経費として利用されるのみである。控訴の申し立てをする者が控訴審裁判所に納付する予納金は、控訴審裁判所での訴訟手続の経費として利用される。このほか、判決に対して控訴を申し立てる側が控訴費用として、上記事件の判決を行った人民裁判所へ控訴状を提出した時にも納付しなければならない。また、予納金¹¹の一部は裁判所の裁判費用となり、徴収後には政府に納められることになる。

1.2. 各審級裁判所の予納金徴収規則

予納金徴収は各審級裁判所の書記官の役割であり、次のように定められている。

- 1) 第一審人民裁判所は、第一審での訴訟手続に関わる予納金及び控訴の提起費用を徴収する。
- 2) 控訴審裁判所は、控訴審人民裁判所での訴訟手続に関わる予納金及び破棄申立の提起費用を徴収する。
- 3) 破棄審裁判所は、必要に応じて予納金を徴収することが可能である。

予納金に関して、裁判所は、訴訟を提起する当事者側（原告側）に納付させるよう、予納金は1回当たり20万キープ以下とするように定められている。予納金の徴収は訴訟手続の便宜を図るため毎回裁判所書記官により訴訟が提起され

¹⁰ 裁判費用法 2006 年改正版第 22 条及び第 155 条

¹¹ 裁判費用法 2006 年改正版第 23 条及び第 156 条

た時又は控訴申立がなされた時に行われ、予納金の納付者に対しては領収証が発行されなければならない。

1.3. 予納金の使途

第一審人民裁判所での訴訟手続に使用するため請求者又は原告が訴状を提出する際に裁判所に予納金を納付する。あるいは、控訴審人民裁判所での訴訟手続に使用するために、控訴を申し立てる者が控訴審人民裁判所に予納金を納付する。上記予納金は、原告、被告、第三者、証人又は関係者が裁判所に出頭し、裁判において証拠を提供させるための召喚状の発送に使われたり、書類及び事件記録簿を関係機関に送達するために使われる（例：書類及び事件記録簿は、控訴又は破棄の申し立てがなされた場合に上級審裁判所に送達される。また、控訴又は破棄の申し立てがなされない場合、判決が確定した場合には、裁判所判決執行官室に送達される）。このほか、予納金は、裁判所によって自身の審級の裁判所での訴訟手続に使用されなければならないと判断された場合、他の用途にも使用される。また予納金の使用は全てその予納金が何にいくら使われたのかを監視し、把握するため、裁判所書記官によって支出が記録される（例：召喚状が訴訟当事者に何回送達されたか、毎回いくらかかったのか、何部又は何回書類が送達され、毎回いくらかかったのかなど）。上記の予納金については、裁判官合議体が公判で事件を審理する前に、裁判所書記官によって、何に使われ、いくら使われたのかがまとめられなければならない。訴訟当事者が納付した予納金の全てを使い切った場合はそのまま使い切ったこととする。もし予納金を使い切れず余った場合、裁判所は、予納金を納付した当事者側に返還しなければならない。予納金の使用に関して、いくら余ったのか、いくら使ったのか、あるいは使い切ったのかは、判決文に詳細に説明され、同時に余った金額は予納金を収めた当事者側に返還される。

1.4. 予納金の管理及び監査

1.4.1. 予納金の管理

原告が訴訟の提起時に裁判所に納付した予納金は次のように管理される。裁判所書記官が予納金を徴収後、領収書を納付者へ発行し、裁判所書記官は予納金の管理者となる。それは民事訴訟法第 59 条に定められた裁判所書記官の権利及び役割である。あるいはいずれかの職員が予納金の管理者に選任され、選任され

た者は管理のために詳細な帳簿をつけなければならない¹²。

1.4.2. 予納金の監査

裁判所書記官は、予納金の使用につき監査しなければならない。同時に法律に基づき正確且つ徹底的に収入・支出をまとめ、法律の定めにより透明性及び公平性を確保しなければならない。

2. 裁判費用

2.1. 定義

裁判費用とは、原告、被告又は第三者が訴訟手続を行うために支払わなければならない費用のことをいい、とりわけ、訴訟手続に関わる費用、訴訟参加者に支払う費用、書類関係及び書類複製に関わる費用及び国税のことをいう¹³。

2.2. 重要性

裁判費用は、裁判所の訴訟手続に対して大変重要なものである。全ての事件の訴訟手続において当事者が訴訟の提起時に納付した予納金を裁判所が使用する以外に訴訟手続における次の用途に用いられなければならないこともある。紛争場所の調査、ある場所における証人の証言の聴取、書類の複製、召喚された者を裁判所に出頭させる経費、国税など。当事者は、裁判所の訴訟手続に便宜を図るために、正確、徹底的且つ規定の時間に間に合うように裁判費用を納付しなければならない。もし当事者又は紛争場所の調査を提案した者が裁判費用の納付にこない場合、訴訟手続を遅延させ、長引かせることとなる。逆に規定どおりに納付がなされる場合、裁判所の判決執行が迅速化し、実行力のあるものとなるだけでなく、同時に裁判費用が納付されることによってとりわけ国税、控訴及び破棄の申立費用の納付は国家にとって収入となり、政府予算に組み込まれることになる。

2.3. 裁判費用の原則

裁判費用の原則は、訴訟当事者の正当な権利及び利益を保護することを目的

¹² 民事訴訟法 2012 年改正版第 59 条

¹³ 裁判費用法 2006 年改正版、第 2 条及び第 155 条第 2 項

として民事訴訟手続における訴訟当事者の関与を認めるために定められる。また、裁判費用徴収の全国統一を図り、人民裁判所及び裁判所の判決執行機関がその役割に従い活動し、且つ公平性を確保する際に便宜を図るものとなる。それと同時に、関連する事件の訴訟当事者に自身の義務又は責任を果たすことを促すことにもなる。

2.4. 裁判費用の構成要素・構成内容

裁判費用は次の要素で構成される。

1) 国税は、敗訴した訴状当事者が裁判所の判決に従って支払わなければならない裁判費用の一部である。

- ・裁判所が判決を行った資産の金額に応じた国税

- ・控訴費用、破棄申立費用及び再審申立費用

- ・国税は、確定した裁判所の指示、命令、決定又は判決が執行される前に納付されなければならない。

2) 訴訟手続に関わる費用は、証拠の検証、現場検証、証拠の維持及び交通費、食費その他に使用される経費である。

3) 訴訟参加者に支払う費用とは、裁判所に召喚された証人、鑑定人、通訳人及び関連業務に従事した職員に対して支払われるものであり、彼らが交通費、宿泊費及び食費として支出した金額分を受け取るのである。

鑑定人、通訳人、書類配送人及び証拠保管人は、規定に従い裁判所の選任により執行した業務の労働対価を実費計算の上受け取る。

交通費、宿泊費及び食費を受け取る以外に、証人の身分で召喚され裁判所に出頭した工員、公務員には、当人の給料が保証されなければならない。召喚され出頭した証人が工員、公務員でない場合は、当人に報酬が支払われなければならない。

4) 書類関係及び書類複製に関わる費用

- ・事件のカバー費用

- ・書類費用（例：指示、命令、決定又は判決書）

- ・各書類のコピー費用

上記各費用はそれぞれ別々のタイミングで徴収される。例えば、訴訟手続に関わる費用、訴訟参加者に支払う費用及び書類関係及び書類複製に関わる費用は、公判手続中に徴収が行われる。国税に関しては、裁判所の決定又は判決が確定した後、且つ上記の決定が裁判所の判決執行官に執行される前に敗訴側当事者により支払われなければならない。

2.4.1. 国税

1) 国税は、敗訴側当事者が裁判所の決定に従い支払い、国家予算に組み込まれなければならない裁判費用の一部である。つまり、国税とは、訴訟当事者のどちらかが又は両者が共同で国家予算に組み込むために支払う責任を負う税金のことである。国税は、事件によって異なる金額が定められる。紛争の訴額を計算できる事件については、裁判所が検討した敗訴側が勝訴側に支払う訴額の2%を敗訴側が国税として納付する責任を負う。例えば、裁判所が被告側から原告側に5,000万キープの賠償金を支払うことを命じる決定を下した場合、裁判所は被告側に5,000万キープの2%を国税として納付するよう決定するのである。

訴額を定められない契約の催促、変更又は取消の事件の場合、例えば、原告側は被告側に土地及び家屋より退去するよう催促する。訴額は定めることができないが、もし裁判所が被告に原告の土地及び家屋からの退去を命じる決定を下した場合、被告側は5万キープの国税を納付する。逆にもし裁判所が原告の請求は非合理的と判断し、原告の請求を取り消す決定を下した場合、被告に命じた場合と同様に上記の問題に対して裁判所は原告が5万キープの国税を納付する責任を負うことを決定するのである。裁判所は国税納付の責任に関して判決文の中に記載する。

2) 夫婦関係に関する事件は5万キープの国税を納付する。失踪者又は行為無能力者に認定された者若しくは裁判所より5年以上の自由剥奪刑に処された者との離婚請求では4万キープを支払う。賃貸契約の変更又は取消、資産の差押えの請求及びその他訴額を計算できない事件の請求は5万キープを支払う。

3) 控訴審は通常3万キープの国税を納付する。夫婦関係に関する事件、失踪者又は行為無能力者に認定された者若しくは裁判所より5年以上の自由剥奪刑に処された者との離婚請求では1万キープを支払う。

4) 破棄審は通常4万キープの国税を納付する。夫婦関係に関する事件、失踪者

又は行為無能力者に認定された者若しくは裁判所より 5 年以上の自由剥奪刑に処された者との離婚請求では 2 万キープを支払う。

5) 再審は通常 5 万キープの国税を納付する。夫婦関係に関する事件、失踪者又は行為無能力者に認定された者若しくは裁判所より 5 年以上の自由剥奪刑に処された者との離婚請求では 3 万キープを支払う。

2.4.2. 訴訟手続に関わる費用

訴訟手続に関わる費用とは、情報・証拠の搜索・収集、証拠鑑定などの経費である。要するに、訴訟当事者、とりわけ原告が裁判所に訴訟を提起する時に予納金を納める以外、訴訟手続の期間中に裁判所が事件手続に証拠の搜索・収集に費用が必要と判断した場合に訴訟当事者自身の申し立て又は裁判所の判断に基づいて使用されるものである。

- ・係争中の場所の出張調査
- ・証言の聴取
- ・鑑定人の選任及び鑑定人による鑑定検証
- ・関連機関の説明又は認証又は関連証拠の提供を要請する。
- ・証拠の搜索・収集及び審理について、他の裁判所に委ねる。

例：当人が怪我・病気又は高齢であること、その他の理由で裁判所へ証言に行けない場所での土地の出張測量、証人の証言聴取。上記の出張測量、証人の証言聴取には、原告が訴訟の提起時に収めた予納金を使用することができない。そのため、裁判所は、裁判所の職員及び関係機関職員に係争中の場所の出張調査又は土地の測量のために供する経費を訴訟当事者又はその申し立てをする側に提供させる。原告又は被告が裁判所にその出張調査を要請する場合、裁判所は、原告又は被告に出張調査及び測量に供する費用を納めさせる。また、どちらの訴訟当事者の申し立てがなくとも裁判所が自身の判断に基づき係争中の場所の調査又は土地の測量を行う場合もまた、裁判所は原告にその経費を納めさせる。出張調査又は土地の測量にかかる費用は毎回金額が異なり、事例により裁判所書記官が財務省の定めた規定に基づき計算する。

出張調査又は測量する場所がビエンチャン市内にある場合、裁判所書記官は 1 つの料率で計算し、もしビエンチャン市内より遠く離れる場合は、裁判所書記官

がまた別の料率で計算する。料率は実際に基づいたものである。

2.4.3. 訴訟参加者に支払う費用

訴訟参加者に支払う費用とは主に、証人、鑑定人及び通訳人が交通費、宿泊費及び食費として消費した金額を報酬として受け取るための経費である。

鑑定人、通訳人、書類配送人及び証拠保管人は、裁判所の選任に基づいた職務を執行した際の労働対価を受け取る。その報酬の計算は財務省の定めによる。

交通費、宿泊費及び食費を受領する以外に証人として裁判所に召喚され出頭した工員、公務員についても、当人の給料が保証されなければならない。日常業務を顧みず裁判所に召喚され出頭した証人が工員、公務員でない場合は、当人に報酬が支払われる¹⁴。

原告が訴訟を提起した時に納めた予納金は、関係者への召喚状送達に使われる。それ以外に、訴訟当事者のどちらかがある人物の証人として証言を要請する場合、要請側は、証人が裁判所へ来る時間、証人を拘束することになるため、当該証人に対して謝礼金を支払わなければならない。例えば、被告がある人物に証人としての証言を要請し、裁判所に出頭させる場合、毎日収入がある者が証人となるのであれば、被告はその収入を補填しなければならない。当人が遠隔地より来て、宿泊その他の必要がある場合、交通費、食費又は宿泊費も支払わなければならない。

裁判所が鑑定人又は通訳人を訴訟手続に召喚し出頭させた場合、裁判所は、彼らの費用として原告に予納金を納めさせる。訴訟当事者のどちらかが敗訴した場合、裁判所は上記費用を敗訴側に返還させるか、予納金を納めていた側が敗訴側である場合はそのまま支払わせることとする。

2.4.4. 書類関係及び書類複製に関わる費用

書類関係及び書類複製に関わる費用とは、指示文書、命令文書、決定文書、判決文書の複製に関わる経費のことである。事件簿のカバー及び裁判所が必要と判断したその他書類の複製費用も含まれる。

現在運用されている書類費用及び各種書類の複製費用は以下のとおりである。

¹⁴ 裁判費用法 2006 年改正版第 11 条第 2 項

事件簿のカバーは1セット3万5,000キープ、訴状、答弁書、反訴状、控訴状、破棄請求書及び再審請求状のフォーム費用は各1万キープ、各種書類の複製費用は1ページにつき500キープ、そして裁判所の指示書、命令書、決定書又は判決書の手数料は1ページにつき2,000キープである。

上記書類費用は、国民議会常任委員会の同意に基づき最高人民裁判所所長の提案によって変更することが可能である¹⁵。

2.5. 各審級裁判所の裁判費用徴収方法

裁判費用は各審級の裁判所が法律の定めに基づき徴収する。例えば、第一審人民裁判所は、第一審での訴訟手続に関わる裁判費用及び控訴提起の費用3万キープを徴収する。控訴審人民裁判所は、控訴審での訴訟手続に関わる裁判費用及び破棄申立ての費用4万キープ及び再審申し立ての費用5万キープを徴収する。破棄審裁判所は、必要と判断すれば、破棄審での訴訟手続に関わる裁判費用を徴収することが可能である。各審級の裁判所の裁判費用は裁判所書記官が徴収して金額及びその用途を記載した領収証を作成し、納付者及び受理者双方が裁判費用徴収の証拠として署名する。

2.6. 裁判費用の管理、使用及び調査

2.6.1. 裁判費用の管理

裁判費用の管理は以下の2つの組織によって行われる。

1) 国税に関する裁判費用は以下の組織によって管理される。

- ・ 司法省
- ・ 県・特別市司法部門
- ・ 郡・特別市司法事務所

裁判所の判決執行職員は国税の徴収担当者であり、裁判所の確定判決に基づき、その他経費に関する実務を行う¹⁶。

¹⁵ 裁判費用法 2006 年改正版第 21 条

¹⁶ 裁判費用法 2006 年改正版第 27 条第 2 項

2) 訴訟手続に関わる費用及びその他に関わる裁判費用は、以下の組織によって管理される。

- ・ 最高人民裁判所
- ・ 地域人民裁判所
- ・ 県人民裁判所、特別市人民裁判所
- ・ 地区人民裁判所

裁判費用の管理には各審級の裁判所の書記官が選任され、管理を行う。控訴申立及び破棄申立の費用については、各審級の裁判所の書記官が徴収した後、書記官は領収証を作成し、それを事件簿に添付する。その徴収金は政府予算に組み込まれる。

2.6.2. 裁判費用の使用

裁判費用は、事件ごとに訴訟手続に使用されるか又は政府予算に組み込まれる。例えば、訴訟手続に関わる費用、訴訟参加者に支払う費用及び書類関係及び書類複製に関わる費用は裁判所で訴訟手続が行われている最中に使用される。国税は、訴訟当事者のどちらかが敗訴した場合、決定が確定した時に裁判所判決執行官室に納付されなければならない。また、納付は、上記の決定又は判決が執行される前に行われなければならない。敗訴側が国税を納付した後、納付金は各審級の裁判所の訴訟手続における裁判費用として使用するために政府予算として組み込まれる。各審級の裁判所は、使用計画を作成し、使用目的を有し、正確な領収書を作成しなくてはならない。また、関連する裁判官合議体の同意を得なければならない。このほか、裁判官合議体の公判での事件審理開始に先立ち、裁判所書記官は書面にてまとめなければならない。同時に裁判官合議体が決定又は判決を下す際には、裁判費用の使用について判決文にて説明しなければならない。

例：係争中の土地の出張調査・測量にかかる経費は、どのように調査し、何人の裁判所職員、土地関連職員、土地がある村の行政職員が必要であるかについて、裁判官合議体の同意を得なければならない。その上で裁判所書記官が調査にかかる費用を計算させ、上記の土地の出張調査・測量にかかる費用を訴訟当事者に予納金として納付させる。

2.6.3. 裁判費用の調査

裁判費用の調査は以下の 2 つの組織によって行われる。内部調査組織及び外部調査組織である。

1) 内部調査組織には、司法省、県・首都司法部門、郡・特別市司法事務所がある。

内部調査組織は、裁判費用に関わる業務の執行を調査する権利及び役割を有する。各審級の裁判所職員の任務遂行度合を調査する。主に裁判費用の計算及び徴収、その他の義務が事実及び法律の定めに基づき正確且つ完全に遂行されているかを調査する。

2) 外部調査組織には、財務省、県・首都財務部門、郡・特別市財務事務所がある。

外部調査組織は、裁判所職員の裁判費用に関わる業務の執行を調査する権利及び役割を有する。自身の審級の裁判所において裁判費用の徴収が効果的に行われ、透明性且つ公平性を保つためである。

2.7. 予納金及び裁判費用の納付に関する裁判所の決定

民事事件の各事件に対する裁判所の判決文の中に、裁判官合議体はどちらの当事者が予納金及び裁判費用を負担するかを説明し、定める。法律の定めに従い、事件に敗訴した側はそれまでの訴訟手続の中で使われた予納金及び裁判費用の全てを負担する。その後の裁判所の判決執行時にかかる費用についても同様である。予納金及び裁判費用は、召喚状、招聘状の送達に何回使い、いくら使ったか、残金がいくらあるか、及び係争中の場所の出張調査又は土地の測量にいくら使ったか、証人、鑑定人又は通訳人にいくら支払ったか、その他に使ったかを裁判所が詳細に判決文に記載しなければならない。

例：X は、Y に対して、貸した 2,000 万キープの返還について提訴した。裁判所の審理の結果、X の請求に合理性があると判断され、Y に対し、X への 2,000 万キープの返還が決定された。裁判所は、判決文の中で原告（X）が納付した予納金又は訴訟手続に使用する裁判費用の全てが何に使われ、いくら使われ、又はいくら残ったのかを説明する。そして裁判所は、敗訴側の Y に予納金及び訴訟手続に使用された費用の全てを勝訴側の X に返金させる。同時に Y に 2,000 万キープの 2%の国税納付も負担させ、且つその後の裁判所の判決執行時にかかる費用も実費で負担させる。

2.7.1. 国税の納付

国税の納付は、判決が執行される前に敗訴側から納付されなければならない。国税の納付に関しては、事例ごとに以下に述べるとおりに判決文にて定められる。訴額を計算できる事件については、敗訴側が請求額の2%の国税を納付しなければならない。夫婦関係及び訴額を計算できない事件（例：土地及び家屋からの立ち退き要求に関する請求、賃貸契約の変更取消請求など）については、敗訴側が5万キープの国税を納付しなければならない。行為無能力者、失踪者として宣告された者及び裁判所により5年以上の自由剥奪刑に処された者との離婚請求に関しては、4万キープの国税が納付されなければならない。

2.7.2. 訴訟手続に関わる費用の責任者

敗訴側は訴訟手続における費用の全てを負担しなければならない。裁判所は判決文の中で当事者のどちら側が訴訟手続の費用を負担しなければならないかを定める。訴訟手続に使われる費用の全てを原告側が先に納付した場合、原告側が敗訴すれば、裁判所は原告自身が負担する旨を判決文に記載する。逆に被告側が敗訴すれば、裁判所は原告が先に納付した訴訟手続に使われた費用の全てを被告側が原告側に返金するよう判決文に記載する。裁判所の審理により原告の請求の一部又は被告の反訴の一部を認める場合、裁判所は、当事者双方が半分以上ずつ訴訟手続に関わる費用を負担するよう判決文に記載する。そして原告が費用の全てを先に負担しているならば、被告が費用の半分又は事件ごとの責任分担の比率に従い原告に対して返金するよう判決文に記載する。

2.7.3. 裁判所の判決執行にかかる費用

敗訴側は、国税納付、訴訟手続に関わる費用の負担以外に、裁判所の判決が執行される際にその執行に関わる様々な費用を実費で負担しなければならない。判決が下される際に判決執行に関わる費用を負担する者について裁判所は上記判決文の中で定める。

例：被告が敗訴側となった場合、裁判所は被告が訴額の2%の国税を納付するよう判決書に記載し、被告は予納金及び訴訟手続に関わる費用を原告に返金させる。それと同時に、その後の裁判所の判決執行に関わる費用を実費で被告に負担させる。

裁判費用

国税	第一審	通常	訴額の 2%		敗訴側当事者の支払い
		夫婦関係に関する事件	5 万キープ		
		失踪者又は行為無能力者に認定された者若しくは裁判所より 5 年以上の自由剥奪刑に処された者との離婚請求	4 万キープ		
		訴額を定められない事件(*1)	5 万キープ		
	控 訴 審 費用	通常	3 万キープ	訴状提出者の支払い	
		訴額を定められない事件(*1)	1 万キープ		
	破 棄 審 費用	通常	4 万キープ		
		訴額を定められない事件(*1)	2 万キープ		
	再 審 費 用	通常	5 万キープ		
		訴額を定められない事件(*1)	3 万キープ		
訴訟手続に関わる費用		証拠の検証	実費計算に基づき規則に従う	訴訟当事者のどちらかが申し立てた場合、申し立てた側が支払う 裁判所が必要と判断した場合、原告／控訴／破棄を申し立てた者が先に支払う	敗訴側当事者の支払い
		証拠の維持			
		交通費			
		現場検証			
		食費・宿泊費			
		その他			
訴訟参加者に支		証人・鑑定人・通訳人に支払う費用	実費計算に基づき規則に従う		
		鑑定人・通訳人・書類配送人			

払う費用	及び証拠保管人の労働対価			
	工員・公務員ではない証人への謝礼としての費用			
書類関係及び書類複製に関わる費用	事件簿のカバー費用	3 万 5,000 キープ	訴状提出者が先に支払う	
	訴状・答弁書・反訴状・控訴状のフォーム費用	1 部 1 万キープ	必要な者が支払う	
	破棄請求書及び再審請求書のフォーム費用			
	各種書類の複製費用	1 ページにつき 500 キープ		
	指示書・命令書・決定書又は判決書の手数料	1 ページにつき 2,000 キープ		
予納金	召喚状の送達・事件簿及びその他書類の送達	20 万キープ以下／回	訴状提出者が先に支払う	敗訴側当事者の支払い

(*1) 夫婦関係に関する事件、失踪者又は行為無能力者又は裁判所から 5 年以上の自由剥奪刑に処された者との離婚請求、賃貸契約の変更又は取消、資産の差押え請求及びその他控訴請求

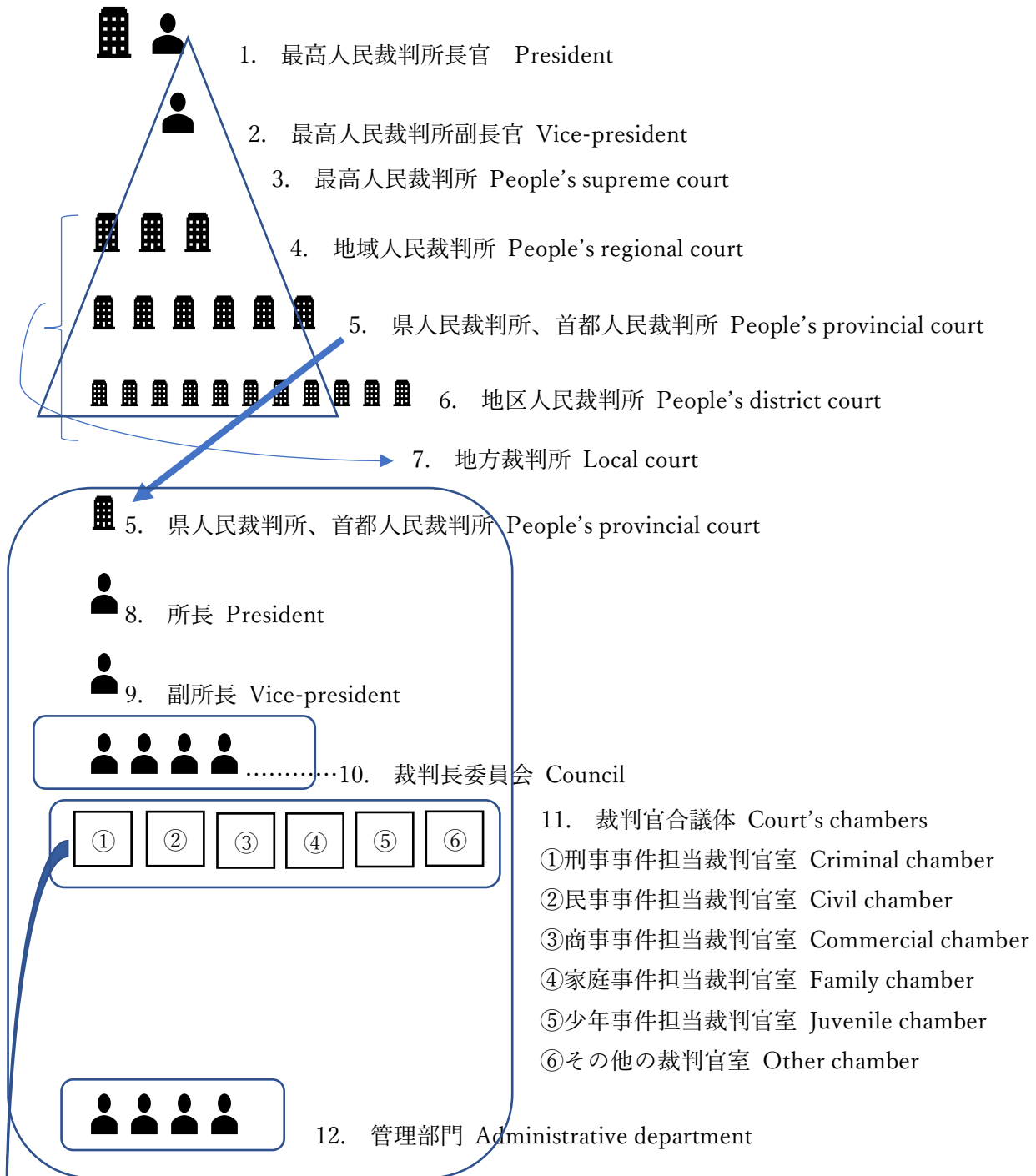
備考：裁判費用法の第 4 条第 2 項では、民事請求において免除される民事的裁判費用には国税、控訴費用、破棄申立費用及び再審請求費用があり、8 条件によって構成されると定める。

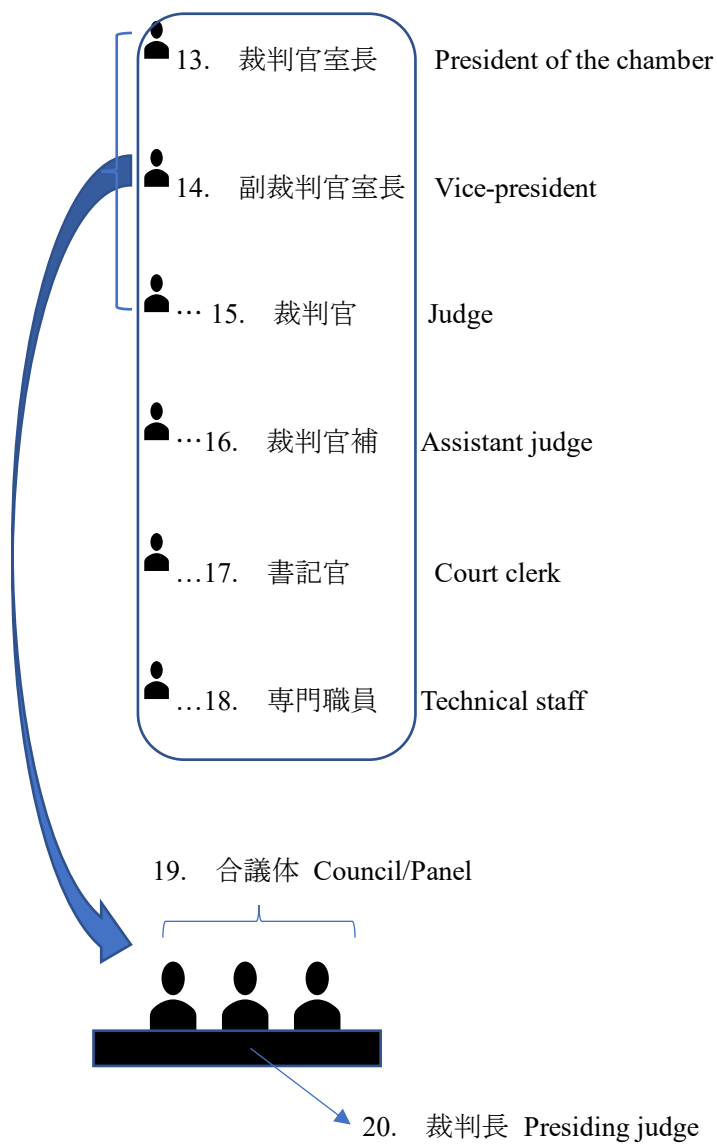
1. 労働費請求又は労働関係に起因するその他の請求
2. 養育費の請求 3、4、5、6、7、8

Coffee Break…1

ラオス人民民主共和国と日本の裁判所組織制度の比較

ラオス人民民主共和国の裁判所組織制度 Organization of Court in Lao PDR





*これは公式訳ではありません。

Organization of Court in Lao Japan 日本の裁判所組織制度

※翻訳修正時の注：図は省略しました。

1. 最高裁判所 Supreme court
2. 最高裁判所長官 Chief justice/ Chief judge
3. 高等裁判所 High court
5. 支部 Branches
6. 地方裁判所 District court
7. 家庭裁判所 Family court
8. 簡易裁判所 Summary court
9. 下級裁判所 Lower(instance) courts
10. 地方裁判所長 President
11. 裁判官（*2） Judge
12. 判事補 Assistant judge
13. 判事（*2） Judge
14. 裁判所職員 Court administrative official
15. 裁判所書記官 Court clerk
16. 裁判所速記官 Court stenographer
17. 執行官 Court enforcement officer
18. 裁判官合議体 Division
19. 裁判長 Chief of division

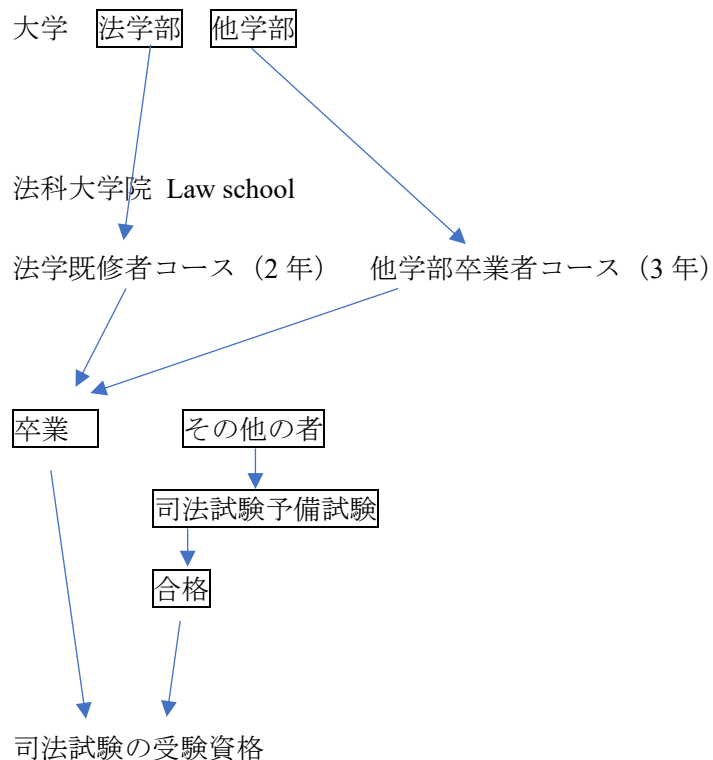
- 20. 合議体 Panel of judges/panel
- 21. 裁判長 Presiding judge
- 22. 合議体構成員（右側）Associate judge(right)
- 23. 合議体構成員（左側）Associate judge(left)

*2 ここでの「裁判官」は2つの意味を有します。

Coffee Break…2

日本の司法修習制度（裁判官、検察官、弁護士）

<新制度>



↓

司法試験 Bar exam

合格

↓

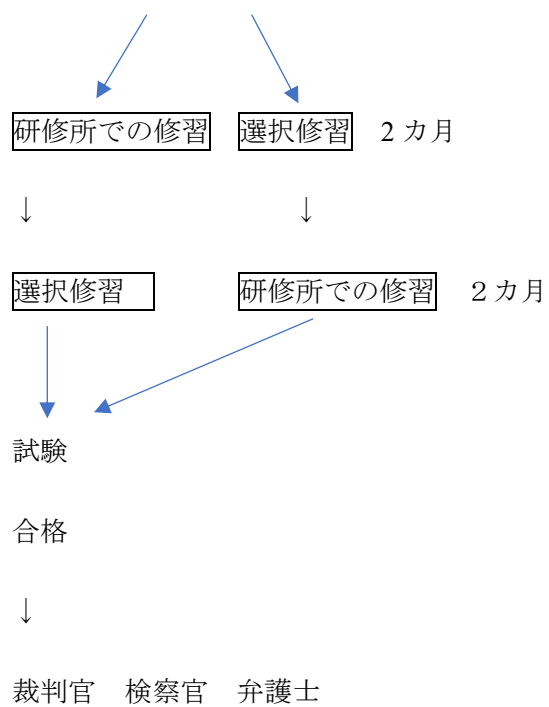
司法修習

民事事件担当裁判官室（裁判所） 2ヵ月

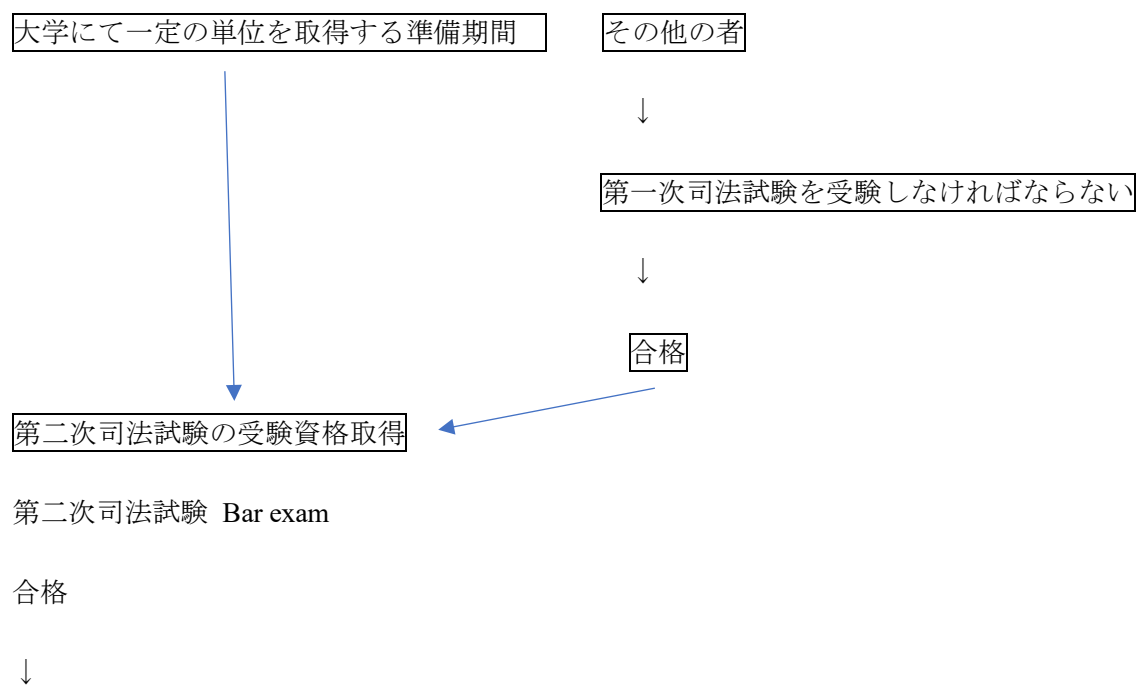
刑事事件担当裁判官室（裁判所） 2ヵ月

検察（検察庁） 2ヵ月

弁護士事務所 2ヵ月



<旧制度>



司法修習

	~1998	1999~2006	2006~
実務修習前の研修所での修習	4 カ月	3 カ月	2 カ月
実務修習			
民事事件担当裁判官室（裁判所）	4 カ月	3 カ月	2 カ月
刑事事件担当裁判官室（裁判所）	4 カ月	3 カ月	2 カ月
検察（検察庁）	4 カ月	3 カ月	2 カ月
弁護士事務所	4 カ月	3 カ月	2 カ月
研修所での修習	4 カ月	3 カ月	2 カ月

↓

試験

合格

↓

裁判官 検察官 弁護士

Coffee Break… 3

地方における法律サービスの水準維持はどうしたら良いのか？

2013 年 10 月 10～11 日、民事訴訟法ハンドブック作成委員会は、兵庫県内に位置する日本の地方都市、豊岡市を訪問しました。今回の訪問の目的は、日本の地方における司法制度の状況を視察することであり、具体的には日本の地方における法律サービスの水準維持はどのようになされているのかを学ぶことにありました。

1 一般情報

豊岡市は、神戸市を県庁所在地とする兵庫県内の都市の 1 つです。この豊岡市は神戸市より北に約 100 キロ離れており、「日本海」側に位置します。

豊岡市には次の 3 つの裁判所があります。1. 神戸地方裁判所の支部（Branch of Kobe District Court）（日本の制度における地方裁判所（District Court）は、ラオスの制度における県人民裁判所（Provincial Court）に相当）、2. 神戸家庭裁判所の支部（Branch of Kobe Family Court）（日本の制度における家庭裁判所（Family Court）は、民事事件及び刑事事件を第一審として審理する普通裁判所から分けられている）及び 3. 豊岡簡易裁判所（Toyooka Summary Court）（簡易裁判所（Summary Court）はラオスの地区裁判所に相当）。

上述の 3 つの裁判所は 1 つの庁舎内にあります。ここでは、下表内の一般的な資料を用いて特に 1 の神戸地方裁判所の支部（Branch of Kobe District Court）及び 2 の神戸家庭裁判所の支部（Branch of Kobe Family Court）について説明します。

管轄範囲	当該 2 裁判所は豊岡市及び周辺の 2～3 の市を管轄
当該裁判所管理下の人口	約 17 万 4,000 人
裁判官人数	・ 常駐裁判官 1 名が県裁判所及び家庭裁判所の両方を担当 ・ 神戸地方裁判所より裁判官 1 名が 1 週間に 1.5 日出勤 ・ 裁判官合議体（裁判官 3 名）による審理が必要な場合は神戸地方裁判所より裁判官の応援がある（1*）
弁護士	8 名
2012 年の事件数（2*）	・ 民事事件：95 件 ・ 刑事事件：74 件 ・ 家庭事件：約 1,000 件 ・ 少年事件：134 件

（1*）日本の制度においては、事件によっては 1 名の裁判官によって第一審の審理として判決が下される。つまり、一部の事件のみ、裁判官 3 名による合議体によって判決が下されるのである。

（2*）日本の制度においては、民事事件手続は刑事事件手続から分離されていない。「民事事件」には破産に関する事件は含まれない。「家庭事件」は調停及び「非訟事件」（ラオスの制度における民事請求に似たもの）を含む。

2 取り入れることのできる教訓

民事訴訟法ハンドブック作成委員会は弁護士事務所及び神戸地方裁判所豊岡支部を見学しました。その中で作成委員会は様々な便宜を図るものを見学し、裁判官、裁判所職員及び弁護士に話を伺うことができました。このほか、裁判所での実際の訴訟手続を傍聴することもできました。今回の見学研修から、委員会は日本の地方における法律サービスの水準維持に貢献している次の2つの大きな要素を主な教訓として学び取ることができました。

（1）裁判官の勤務地変更

1つ目は裁判官の勤務地変更です。裁判官は3年ごとに日本全国の様々な裁判所へ異動していきます。一人の裁判官が大きな都市で3年間勤務した後は地方又はどこかの県の小都市に異動し、そこでの業務を3年間満了するとまた新しい別の場所に異動します。こうすることで、各審級の裁判所の質を同じ水準に保つことができます。

（2）弁護士へのアクセス

2つ目の大事な要素は弁護士へのアクセスです。

民事訴訟法ハンドブック作成委員会は2012年に東京に所在する司法研修所（Legal Training and Research Institute of Japan）を訪問し、日本の制度において法曹を目指す者は「司法試験（Bar Examination）」に合格し、且つ合格者は上述の司法研修所に入所して、裁判官、検察官及び弁護士の業務における基本知識を身に着ける研修に参加しなければならないことを学び知りました。つまり、全く同じカリキュラムの研修を全員が受講し、研修所での修習完了後に彼らは各人の希望に沿って裁判官、検察官又は弁護士となるのです。

上述の制度においては、弁護士は裁判官と同等の能力を持つことになります。なぜなら彼らは同一の試験に合格し、最初から同じ研修を受けるからです。ここで上記の制度がどのような役割を果たしているのかを見てみましょう。ある人が問題を抱えているとき、最初に相談をするのは弁護士で、弁護士は問題によっては裁判所へ持ち込まずに済む方法を導き出してくれます。また、問題によって弁護士が裁判所へ訴え出た方がより良いと判断した場合はそのように助言をしてくれます。弁護士がいることで、裁判所へ持ち込まれる事件数を減らすことができるのです。そして、弁護士が訴訟当事者の代理人となることは、訴訟手続が行われる間の裁判官の負担を減らすのに役に立ちます。なぜなら、裁判官は訴訟当事者に訴訟手続の手順を説明する必要がなくなり、また法律又は規則について説明しなくてもよく

なるからです。言い換えれば、裁判官は（代理人としての）弁護士と直接話し合うことができるのです。豊岡市訪問時、豊岡市が大都市へ行くのに車で2時間かかる地方にありながらも、同市で業務を行う弁護士もいるということを委員会は知りました。同地で30年以上弁護士として働いている生駒弁護士に話を伺いました。同弁護士は「もしこの市で弁護士業務を行う者がいなければ、市民が問題を抱えたときには他の都市まで弁護士に助言を求めに行かなければならなくなるか、そうでなければ彼らは紛争に対して諦めなければならなくなるかもしれません。なぜなら、彼らは彼ら自身がどのような権利を有しているか知らないからです。もしそうなってしまったら、全く悪い状況ですね」と仰っていました。したがって、全国各地に業務を行っている弁護士がいるということは、日本の地方における法律サービスの水準維持に役立つ1つの要素なのです。